

第五十八回 参議院建設委員会会議録第二十一号

(三六七)

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)
午前十時二十九分開会委員の異動
五月十七日

辞任

楠

正俊君

内藤

營三郎君

沢田

一精君

近藤

鶴代君

補欠選任

奥村

悦造君

栗原

祐幸君

米田

正文君

村上

春藏君

出席者は左のとおり。

委員

奥村

悦造君

瀬谷

英行君

藤田

進君

赤間

文三君

小柳

勇君

石井

桂君

大森

久司君

小山邦太郎君

中津井

真君

村上

春藏君

沢田

田中

鈴木

片山

正弘君

木村

俊夫君

宮澤

茂君

出席者は左のとおり。

理事

農林省農地局参事官

建設省計画局総務課長

建設省住宅局住宅給務課長

河野

正三君

佐々木四郎君

北山

恭治君

白川

英留君

参考人

水資源開発公団

水資源開発公団

小林

泰君

金子

美雄君

進藤武左エ門君

本日の会議に付した案件

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○名古屋都市計画事業大曾根土地区画整理事業計画の再検討に關する請願(第三二二号)

○東京外郭環状高速道路建設反対に關する請願(第三九二号)

政府委員

官経済企画庁水資源局長

建設大臣官房長官

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省道路局長

事務局側

常任委員会専門

中島 博君

山下 春江君

今泉 一郎君

片山 正英君

志村 清一君

竹内 藤男君

坂野 重信君

蓑輪健二郎君

七二七号)(第三五三一号)(第三五六四号)(第三

一二七四号)(第二二一號)(第二二二二号)

○特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に

関する請願(第一四三号)(第八〇二号)(第八

三号)(第二二七号)(第一一七三号)(第

二〇七三号)(第三一〇三号)(第三一二五

号)(第三二六四号)(第三三五一号)(第三四六

七号)(第三五三一号)(第三五六四号)(第三

七八〇二号)(第三二九三号)

○主要地方道枚方・水口線及び彦根八日市・水口

線の国道編入等に関する請願(第三三四号)(第

三三六号)

○兵庫県芦屋市風致地区の美化保持に関する請願

(第三五五号)

○群馬県休泊堀の一級河川指定に関する請願(第

五〇三号)

○職傷病者に対する公営住宅割当等に関する請願

(第三三四九号)

○公営住宅の建設基準並びに入居資格条件の適正

化に関する請願(第二六九二号)

○都市再開発法案の一部修正に関する請願(第三

一三一号)

○都市計画法及び都市再開発法制定反対等に関する請願(第三一九号)(第三二〇六号)(第三

二〇七号)(第三二〇八号)(第三二〇九号)(第

三二一〇号)(第三二一一号)(第三二一一号)

(第三二二三号)(第三二一四号)(第三二二五

号)(第三二二六号)(第三二二七号)(第三二

二二一號)(第三二二九号)(第三二二三六号)

(第三二二五号)(第三二九〇号)(第三六五八

号)(第四二四七号)(第四二七七号)(第四二

一八号)

○委員長(藤田進君) 治山治水緊急措置法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を

聽取いたしておりますので、まず補足説明を聽取

いたします。坂野河川局長。

○政府委員(坂野重信君) 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の内容は、本法の第三条の第一項に「昭和四十年度」とございまして、「昭和四十三年度」ということに改正するものでござります。附則といたしまして、施行期日は「この法

律は、公布の日から施行する。」ということ、それから第二点は国有林野事業特別会計法の一部がこれに伴いまして変更がございまして、第八条に附則を次のように一項加えるわけでございまして、その内容は、昭和四十二年度から実施しておりまますすでに実施済みのもの、あるいは四十二年度から四十三年度において繰り延べたものは、この新治水事業五ヵ年計画四十三年度以降となっておりますので、この中に含めるということでござります。それから同じく治水特別会計法につきましても、附則の中に一項つけ加えまして、二十一項に、治山の場合と同じように昭和四十二年度においてすでに実施した治水事業及び多目的ダム事業の中には繰り越したものも含めて、この新治水事業五ヵ年計画の中に含まれるということが、新しく本法の改正に伴つて改正がなされるわけでございます。

○委員長(藤田進吾) これより質疑を行ないます。
○沢田政治君 最初に、まあ治山治水の法案であります。が、災害防止がこの法案のねらいになつておるわけでございりますから、過般十六日に起つた十勝沖の地震、これに対して本会議でも若干の質問をいたしたわけであります。が、全般的な問題は別として、大臣が見えられておりますので、特に建設関係に所属する災害状況と、これに対するべき措置、とろうとしておる措置、また現にとつておる措置、これについて大臣から御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(保利茂君) 今次災害に対しましては、先般来政府といたしましては、本会議でもそ

の対策を明瞭かにいたしておりますが、今朝の閣議でも、それぞれの災害状況を一応取りまとめておりまして、その対策について御相談いたしました。いろいろ当面激甚地指定という要請が非常に地元のほうから強調ござりますけれども、たゞまの現行法規の基準をもつてしては、必ずしも該当しないのじやないかという状態にござりますが、先般も明らかにいたしておりますように、今回の災害の実情に見ますと、激甚地に準ずるの措置をとにかく講じてまいりたいという、はなはだ不明確な点もございますけれども、行政上可能な限りにおいて激甚地に準じてこれを取り扱つていこうということに、今朝の閣議でもお話し合いができるわけでございます。建設省所管の分につきましては、大体取りまとめもできておりますので、局長から御説明申し上げます。

○政府委員(坂野重信君) 被害状況を申し上げますと、建設省の所管の公共土木施設の被害は一道四県に発生いたしまして、現在までの被害額は三十九億六千二百万ということで概算被害報告が出ております。その内容は、河川関係が三十三カ所、海岸が一カ所、道路が六十四カ所、合計九十八カ所でございます。以上直轄関係でござります。

それから、補助関係で、個所が道路河川等合わせまして千二百六十七カ所、三十八億五千万でございまして、都市施設が二十六カ所の一億一千百六十一万、住宅関係が全体で全壊が二百五十七戸、半壊が千四百二十八戸、一部破損等を含めますと、かなり、それ以上の数字にのぼっております。

対策でございますが、先ほど大臣おっしゃいました、対策本部ができまして、公共土木施設に對しましては、直轄河川につきましては緊急に復旧を要する個所については、既定経費を立てかえて復旧工事を実施中でございまして、また早急に現地調査を行ない、予備費の要求をいたすことにしております。

直轄道路につきましては、交通不能の個所につ

でに復旧しております。また、早急に現地調査を行なって、予備費を要求する予定でございます。補助につきましては、緊急復旧を要する個所について、地方公共団体において現地に係り官を派遣して住宅金融公庫において現地に係り官を派遣して住宅相談に応ずるというようなことをやっておりま
す。
それから、住宅につきましては、住宅金融公庫の災害復旧住宅融資の対象となる災害として、主務大臣による指定を手続中でございます。その他住宅金融公庫において現地に係り官を派遣して住宅相談に応ずるというようなことをやっております。
以上が簡単な被害の状況並びに対策の概況でござります。

○沢田政治君　けさの新聞では、官房長官が、きのうの夕方の記者会見だと思いまますが、激甚地災害指定には無理だと、こういうようなまあ新聞発表を行なつておるわけであります、なるほど法律から見ますと、被害総額が一定の限度に達しなければ法律の適用をできないと、こういうことに相なることは、私も法律の内容は熟知いたしております。が、しかし私は、まあ建設大臣に聞くのはこれはどうかと思いますが、去る十七日に本会議で、えびの地震の例等もあげ、あの際は内外から非常に激甚地に指定すべきである、こういうふうな要請があつたわけであります、準ずるということです。ついに該当させなかつたと、したがつて、今度の地震においては該当さすべきであると、指定すべきであると、こういう質問を私はいたしました。わざであります。これに対して、総理は、一部ではもう指定しておるし、今後指定を拡大するであろうという答弁をいたしておるわけであります。論したかどうかわかりませんけれども、間違いで、まあその詳細については、新聞等にもはつきり、あつたとか、思い違いであつたとか、まあこういうふうことで非常に決つておるわけでありますが、私

には何らの連絡もありません。これはもちろん、國対とか議論でこれはもう御相談することはけつこうであります、少なくとも私は黨の基本政策にのつとつて、私も一議員として質問しておるわけであります。その際ですね、まああれが間違いであるか間違いでないか、私は新聞の報道の限りにおいて知るわけでありますが、全然間違いであつたからとかという連絡は、私にはありません。したがつて、私はまあ閑僚の一人として保利建設大臣に聞くわけであります、一國の總理がですね、いやしくも本會議ではつきり明確に、激甚地災害に指定する、法の適用がもう現にしつつあると、調査の上さらにつれを拡大しよう、こういう答弁をしておるのだから、やはりそれを守らなければいかぬと思うわけでありますね。もし何かの勘違いがあつたならば、発言した議員に対しても、本意はこうでなかつたと言うのは、これは当然じやないです。したがつて、やはり当時本會議に保利建設大臣も見えられておりましたので、私の記憶違いかどうか、私は絶対記憶違いじやないと思うのです。明確にそういう答弁をしておるわけであります。いかがですか。

方について、結局広範な激甚地指定ということは、今度の災害の場合に實際は無理だらうということ、しかし相当、赤澤自治大臣が青森県をずっと、一部回ってきて感じて言つておりますことは、やはり奥地のほうに入つてきますと、ちょうどおりから長い相当豪雨もあつたし、そこへまた地震が起きた、相当震村でひどい災害を受けているところがある、そういうところはやはり激甚地扱いをしないというと、實際公共団体が持てないんじやないか、これはまあそういう際に激甚地指定は、必ずしもいまの法律ではできないようになつておるということは、おそらく私ども沢田議員と同じ考え方でございまして、これはやはり立法上の、何といいますか、手直しをすみやかにしなければいかぬのじゃないか。そしてとにかくひどく災害を受けているにしても、何も一人でみんながぶるわけじゃないわけです——やはり災害をかかる人は個々の人であつて、狭い区域であつても、全体としては軽微であつても、實際被害を受けている人は、非常な深刻な災難を受けるわけでございますから、そういう点において、どうも必ずしも現行の基準がいわゆる立法の趣旨と合致しない点があります。それをどの程度激甚地に準じてこの対策を講じていくかという埋め合わせができるか、とにかく可能な限度において埋め合わせをしていこう、行政措置として可能な限りはその扱いをしていこうというように、私ども考えておりますが、しかし、総理とのお話のやりとりは、私はこれはそんたくするわけですが、おそらく災害救助法の発動との取り違えじゃないか、というふうに私は感じます。

が受けようが、苦痛というものは変わらぬですね。しかも天災地変ですね。みずから失火を犯したとか、交通事故を起こしたと違うわけあります。これは不可抗力であります、いまの科学では多少にかかわらず、受けた苦痛というものは、個人にとっては同じだから考えべきだという大臣の説に、私も賛成なわけあります。ただ、私はまあ国政審議のあり方として、一国の総理が、間違いであるからということで、発言した議員に対する何らの連絡もなく、あれは間違いであつたとして、間違いとして処理されたのじゃ、幾ら私がここで、——たとえばただいま議題になつてゐる法案を審議しても、答弁が間違いであつたということですべて処理されたならば、私はもう議員としての権威というものは保持できないと思うのですよね、これはね。しかも、私は間違いやうい表現じやない。演説はへたでありますけれども、間違いやうい表現でなくて、えびの地震の例をあげて、あのときは該当させなかつたから、今度は被害も相当大きいようですから、これはやはり該当すべきであるというように、間違わぬよう表現で私は言つておるはずなんですね。ところが、もう間違いであつたとかどうとか、こう新聞では非常に騒がれておるわけであります。

そこで委員長、私はもうそういうふうに、ここで発言し、本会議で発言しても、あれは間違いで、あつた、錯覚であったということで、もうみづから判断で処置されるのじゃ、私はもう幾らここで審議しても、審議する自信を持てないわけですか。したがつて、まあ灾害ということで、もうみづから、ただいまの法律とも関係がござりますから、まあ総理大臣が来れなければ、総理大臣の代理として総理府長官が何か呼んで、一体あれは間違いであつたのかないのか。間違いであつたとするならば、どういう処置をとるのか、責任をとるのか、この点を明確にしてもらいたいと思うのです。それを要求したいと思いますが、これは委員長いかがですか。

○委員長(藤田進君) 官房長官に書つてみましょ
う。続けてくれませんか。

○沢田政治君 それではお伺いしますが、最初に建設大臣と農林大臣、また林野庁長官、見えられておると思いますからお伺いしますが、昭和四十三年度を初年度とする治水事業五カ年計画、まあ総額にして三千五百億円ですか、これの治水事業五カ年計画ですね、二兆五百億円、これの計画の根拠、見通しなり、こういうものを、提案説明にあるわけでありますが、もう少し明確に分解して、ちょっと説明願いたいのですがね。

○政府委員(坂野重信君) 新治水事業五カ年計画の総額は二兆五十億でございます。その中身といましましては、治水事業費が一兆五千億円でございまして、その平均の伸び率は、昭和四十三年度が約二千億弱でございますので、それをベースにいたしますと約一二二%の伸びとなつているわけでござります。その中身は河川、ダム、砂防、機械等と分かれておりまして、その一兆五千の中身はそういうことでござりますが、その詳細な内容につきましては日下検討中でございまして、あるいは内容が若干変動することがあるかと思ひますが、大体河川が、その一兆五千のうち九千、ダムが二千八百、砂防が約三千億というぐあいに考えております。この治水事業の一兆五千のはかに、地方単独あるいは災害関連事業等で約三千億見ておりまして、それ以外に予備費の二千億というものを加えまして、全体で二兆五百億というふうに相なつておるわけでございます。これは昭和四十三年度以降、建設省におきまして長期的な構想、長期計画といふのを昭和六十年度までに見込みまして、それは約二十三兆でございます。その二十三兆の第一期の計画をいたしまして、この二兆五百という計画を考えておるわけでございます。

○沢田政治君 ちょっと内容に入つてお伺いするわけでありますか、建設省としては、昭和四十三年度の予算について大蔵省との折衝では二兆四千億円を要求しておったと思うのであります。この二兆四千億円の計画の根拠ですね、これは具体的

に私はわからぬわけであります、たとえば河川、砂防、ダムに対し具体的にどうするのか、こういう方向は寡聞にして私わからぬわけであります。計画もけつこうだし、予算要求もけつこうだけれども、中身を知らなければこれはいかぬと思ふ。けれども、中身を知らなければこれはいかぬと思うわけでありますね。したがって、河川、砂防あるいはダム事業、これは具体的に何をやろうとしておるのか、どういう構想を持っておるのか、それを具体的に知らせてほしいと思うんです。

○政府委員(坂野重信君) 先ほど申し上げましたように、当初要求の二兆四千億というのは、昭和四十三年度を起点といたしまして昭和六十年度までにつきまして、長期的な治水の構想というものを打ち立てたわけでございます。その根拠をなすものは、最近の河川流域におきます産業経済の発展、あるいは都市及び周辺における人口、産業の集中というようなそういう関係、それから気象的な、非常に最近の気象条件からいいまして異常な局地的な集中豪雨、そういうことの災害の実態、あるいは土石類による災害が非常に多い。そういうふた最近の災害の実態等流域条件の変化といふものを踏まえまして、從来考えておりました治水の長期計画と、いうものを再検討いたしまして、一応二十三兆という全体の構想を打ち出したわけでござりますが、その第一期の五ヵ年計画といたしまして必要最小限度といいますか、重点的にその事業をしづびりまして、最初の五ヵ年では二兆四千くらいは必要であるというふうに根幹的な重要な事業というものを重点といたしまして、とりあえず二兆四千、もちろんその中には現在手をつけておりますが、その全体の構成を打つておられます。それで、それに対処するための治水ダム等のいわゆる水資源の開発というものを織り込みまして、このうち特に緊急を要するようなものをしておりますので、それに対処するための治水ダム等のいわゆる水資源の開発というものを織り込みます。最近非常に渇水による深刻な水不足を来たしましたが、新たに新規に着工するものもござりますけれども、中小の河川の対策、あるいは土石類の対策、それからもう一つ、最近非常に渇水による深刻な水不足を来たしましたが、いろいろな関係で、先

生御承知のように「一兆五百」ということに落ちつきました。その中身は、先ほど申し上げましたように、それぞれ河川、ダム、砂防、機械という大いに、それからそういうものを織り込んだ治水事業、それに地方単独あるいは災害関連等予備費といふものを含めて「一兆五百」ということに落ちついたわけでございます。まだこの中身は、「一休河川」がどういう河川を何河川で、しかもどれどれの河川に幾つけるというような問題は、目下作業中でございまして、一応の目途といたしまして、先ほど申し上げましたが、河川、ダム、砂防の内訳は作業の目算としてはやつておりますけれども、今後の作業をだんだん詰めてまいりまして、その段階ではつきり五ヵ年計画の中身というのを明確にいたしてまいりたい、というぐあいに考えておるわけでございます。要は、長期構想の中で特に急を要するものを重点的に五ヵ年計画としてやっていきたいというわけでございます。

○沢田政治君 いま言われますように、今回の二兆五百億円のうち、予備費一千五百億円ですか、関連事業、地方単独事業に三千億円、計五千五百億円が別ワクに組まれて、従来の計画とは非常に大きい差が出ているわけですね。それは別として、いま現行の五ヵ年計画ですね、現在の五ヵ年計画、つまり昭和四十年度から昭和四十四年年度の一兆一千億円の実施状況ですね、これはどうなっていますか。これは河川局長と林野庁長官にお伺いしたいと思いますが、実施状況はどうなっていますか。

○政府委員(坂野重信君) 現行の一兆一千の五ヵ年計画のうちで、治水事業が八千五百ということになるとおりまして、昭和四十年度から四十四年度までに八千五百の治水事業をやりたいということで、その当初の計画の伸び率は毎年平均一・二%ずつ伸ばしていくうち、四十年度の当初予算から出発いたしまして、毎年一二%ずつ平均で伸ばしていくこうということで進んでおったわけでござりますが、実績はかなりこれを上回りました、一七・一%ずつ毎年ずつと伸ばしてまいりました。

全体的には当初昭和四十一年度までの全体の実施を予定が五三・一%、トータル、それだけの消化をする予定でございましたが、それが実績は五五・八%進んでまいりました。金額にいたしましてて四千七百四十一億消費いたしております。それから、その他災害関連事業 地方単独事業を加えますというと、一兆一千に対しましては五千五百二十億進捗いたしておった次第でございます。

○政府委員(片山正英君) 林野関係の進捗状況についてお答え申し上げます。

総額といたしましては、五カ年で千六百七十億という予定でございましたが、四十一年度末におきまして、当初の計画といたしましては五五・四%を一応計画いたしておりましたが、結果といたしましては五六・八%の実績を見たわけでございます。

以上でございます。

○沢田政治君 現行の治水事業の五カ年計画の進捗度、これをもう少し碎いて、たとえば五カ年計画額と、その内容も、河川、ダム、砂防、機械、予備費、地方関連費もあるわけであります、こちういうふうに碎いて、年度ごとにどういう状況になって進捗度を示しているか、これを数字でちょっととあげてもらいたいと思うんです、私のとつておる調査が間違つておるかどうか確認したいもので。

○政府委員(坂野重信君) 年度ごとのやつは、後ほど先生に御報告したいと思いますが、トータルでとりあえず申し上げますと、治水事業の先ほど申し上げました八千五百億、現行の一兆一千の治山治水事業は、八千五百億の中で河川が五千二十一億見ておったわけでございますが、それに対しても実施額は二千八百六十六億でございます。

ダムが、当初が千六百七十億見込んでおりましたのが、実施額が八百七十六億でございます。砂防が千七百八十億に対しまして、実施額が九百八十七億でございます。機械が三十億に対しまして十二億でございます。それから、林野関係の進捗状況についてお答え申し上げます。

見込んでおりました。それが二百八十九億実施いたしております。地方単独事業は九百四十億見込んでおりましたが、四百九十億でござります。予備費のほうはまだ使用いたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、トータルで一兆一千に対しましては五千五百二十億現在までに実施いたしております。

○沢田政治君 まあ、大体正確なようですが、一応この資料をもらつたかどうかわかりませんけれども、どうも建設委員会の場合、非常に親切じゃないですね。こういうのをやっぱり審議にあたつて、こういう資料等は前の日に配付してほしいと思ふのですよ。われわれは一生懸命調べなくちゃならぬから、非常に手間どるわけですね。非常にこういう点は建設委員会の場合、議題をほんと出して審議してくれと、しかもきょうきた議題は、きょうきただけでしょう。これはもう少し資料等は親切にやつぱり出して審議しやすいように私はしてもらいたいと思うんですね、今後の問題として。

次に建設大臣ということになると思いますが、これは局長でもけつこうですが、建設省は、昭和三十八年に策定した国土建設の基本構想を去年の八月改定して発表しておるわけですが、その中で、昭和六十年まで二十年間、二千兆億円の治水投資を行なう必要がある、こう言つておるわけであります。が、そうして、そのために重要水系は十二年間で、その他の水系は十五年間で改修するのだ、こう言つておるわけあります。この長期治水計画の具体的な根拠といいますか、こういう一つの水系、どことどこをどういうようによるのか。これは單なる何というか、観念的な想定じゃなく、ある程度頭に入れて、どこどこを開発する、こういう一つの構想があるんではないかと思うわけですね。したがつてそういう構想というものを、抽象的じやなく、観念的ではなく、もう少し明らかに示してほしいと思うんです。それと同時に、治水利水計画から見た国土総合計画及び地域計画、また加えてさらには都市計画につい

て、建設省の河川局はどう見ておるか。さらに都
市地域の治水投資の効率及び災害被害額、これ
どのように評価して、また推計しておるか。これ
はやっぱり全然考えておらぬどころことじやな
い、やっぱり相当予算を要求するたてまえから、
相當綿密な長期展望というものを考えておると思
うので、この際その点を明らかにしてもらいたい
と思うんです。

て、その第一期といいますか、昭和六十年度までを目標にいたしまして、昭和四十三年から十八年間でございます。その間にこの国土建設の長期構想と大体見合ったような、バランスのとれた額が二十三兆ぐらいになるわけでございますので、一応そういう観点から、その中で総ワク的に実は二十三兆という額を、全体の五十二兆の中に出したわけでございます。したがいまして、個々の水系ごとに相当大まかな作業をやっておりますので、はつきりした実は作業というのは、その二十三兆の中の第一期の五ヵ年計画というものにつきましては、かなり詳細な積み上げをやっておりまして、それが二兆四十というのが二兆五百というごとになったわけでございますけれども、それを現在その手直し作業をやっておりまして、先ほど申し上げましたようにあと二、三ヶ月かかるわけですがござりますけれども、そういうことで二十一兆なり二十三兆の水系ごとの詳細な中身というものは、まだはつきり確定いたしたわけではございませんが、一応の計算の根拠としては、概算的に水需要の伸びがあるか、というものを一應各地域ごとに試算いたしておりまして、その第一期計画として、先ほど申し上げましたように、少なくとも五ヵ年計画ではこの程度の水の開発をやっていこうじゃないかということで、それにつきましてはかなり詳細な積み上げ、各施設計画というものができておるわけでございます。また目下それを再検討いたしております。

そういうことでございまして、それからその次の問題は、災害の一応の想定でございますが、これはいろいろ実は試算をやっておりまして、從来の過去の実績を詳細に数ヵ年でわたりまして災害の額とそれから災害の実態、そういうものとの関連性を実は計算いたしておりまして、流域内の試算額と、それからあるいは国民総生産との関連、災害の額との関連、そういうものを統計的に確率計算いたしまして、これも電子計算機等に実

はかけて計算いたしておるわけでございます。それによって、これだけの投資をすれば、これはマクロ的な計算でございますけれども、全国でこれあれば、しかも一方において、災害の額の何とありますか伸びがございます。同じ災害、出水があつても、災害の額といふのは年々あえるわけでございます。したがいまして、個々の水系ごとに相当大まかな作業をやっておりまして、はつきりした実は作業というのは、その二十三兆の中の第一期の五ヵ年計画といふものにつきましては、かなり詳細な積み上げをやっておりまして、かれだけの投資をすれば、これだけの災害が減つてくれるであろう。しかも一方において、災害の額の何とありますか伸びがございます。同じ災害、出水があつても、災害の額といふのは年々あえるわけでございますので、その辺の相殺関係といふのを計算いたしまして、はじめておるわけでございます。現在の統計的な計算によりますと、災害の額は、一般災害と公共土木、そういうものを含めまして約三千億でございまして、これが二兆五百億に当たるわけでございます。それからなお、統計的には人員の、死傷者、行くえ不明等を含めまして言ふと、大体八千人といふいうことから治水の経済効果というものをはじめますけれども、そういうことをもう少し評価するなり、計算するなり、想定するなりすべきじゃないかと思うんです。これはあとで触れます。もう一念いたしまして……。

○沢田政治君 いい、また聞くから……。非常に二十兆、二十一兆円ですか、こういうのをいまはじいている。金額のほうを先に出て、数字のほうはどれだけを推計しておるのか、被害といふのは。こういうのがとくなるというのは、ほんとうはおかしい。大体そういうものを推計、想定して、金額はこれになるということを出すのがはんとうだけれども、金額のほうが先に出て、以下電子計算機か何かわからぬけれども、はじめておるということじや、これはちょっと本末転倒といいますか、順序が逆だと思うんです。特に私あるわけであります。具体的が欠けておると思うんです、これはどうしても内容を分解してずっと想定してみますと。そういう意味でやはり経済社会発展計画を改定する必要があるんではないかと、こういう疑問を持つてくるわけであります。その点はどうですか。先ほどの質問とも若干関連、重複してくるわけだけれども。

○政府委員(坂野重信君) 先生の御指摘のように、この際やはり工事の一つの施行政策として考えられぬかどうかということもあります。これはあとで聞きます。それからもう一つは、今度は都市に人間と言え市周辺に全国民の八〇%も密集するじゃないか、都こう言わておるわけなんで、今後都市周辺の治水というのも、非常に緊急を要する問題になるんじゃないか、まあ八千人ぐらいの被害人口になるかどうか、これはもう何というか都市づくりいかんによつてはこれは大惨事をもたらす可能性があると思うんで、そういうのをもう少し評価するなり、計算するなり、想定するなりすべきじゃないかと思うんです。これはあとで触れます。もう一回、この問題については。

次に、政府が去年策定した経済社会発展計画ですね、計画なんてやたらに多いんで、どの計画かちょっとわれわれも混雑するわけであります。が、経済社会発展計画、昭和四十二年から昭和四十六年までは公共投資総額二十七兆五千億円に押え、この中で国土保全に一兆八千億円の数字をあげておると思います。そこで今回の治水あるいは治山事業を引いても二兆四千億円になる、こういうよう私としては考えざるを得ないわけであります。そういうふうに見ております。したがつて経済社会発展計画をこの内容から見まするならば、改定する必要があると考えるわけであります。が、この理由としては、ああたとえば政府の長期計画には計画性が欠けている。いま私指摘しているわけ改定する必要があると考えるわけであります。これがどうしても内容を分解してずっと想定してみますと。そういう意味でやはり経済社会発展計画を改定する必要があるんではないかと、こういう疑問を持つてくるわけであります。その点はどうですか。先ほどの質問とも若干関連、重複してくるわけだけれども。

○政府委員(片山正英君) 治山のほうも建設関係の御計画と大体同じでございます。数字で申し上げますと、大体千九百億ぐらいになると経済社会

定されるわけでござります。経済社会発展計画は四十二年から四十六年でござりますから、一年ずらした形でわれわれの想定いたします額となるわけでございます。

○沢田政治君 林野庁長官からお伺いしたついでに、もう一つ私をお伺いしたいと思いますが、去年の八月ですか、羽越線の災害が、新潟地区ですね、大きい災害があつたわけがありますが、こういう点から見ても、国有林野の災害がきわめて非常に大きいと思うのです。非常に因果関係にあると思うわけであります。たとえば、非常に木材需要者が逼迫しておるわけでありますから、非常に何といいますか、乱伐と言えども悪いかも悪くませんが、計画よりも上回った伐採をしておることは、私も承知しております。これは国有林、秋田は八〇%くらい国有林ですから、そういう面から非常に山腹の崩壊ですか、非常に出水も早くなってくる、集中豪雨なんかにはすぐ、はばかりませんが、計画よりも上回った伐採をしておる山でありますからすと、水が一挙に出てくる、こういう傾向が非常に見受けられるわけです。したがつて国有林野の治山事業ですね、これが方向的にどの方向を指向して、どういう具体的な計画を持つておるのか、またそういう計画がどういふ方向を向いて何を目的として、どの方向を向いておるのか、これはあとで聞きますが、砂防と治山ですが、非常に何といいますか、こんなやくの事表のようにわからぬような話もございますので、どういう方向を向いておるのか、これをちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。これは別に、並木に関係あるのは国有林だけじゃないのですね、民有林といいますか私有林といいますか、これも農地解放で解放されなかつた相当な山地主もあるし、民有林もたくさんあると思いますが、この点も勉強してみたいと思いますから。

私たちが山を計画いたしました基本といたしまして、これが——閣議決定を経た森林基本計画というのが実在するわけでございます。これは農林大臣の認可のもとにやつておるわけでござります。その前に、実は林業基本法というのがございまして、これが農林大臣が全国森林計画というものをつくるわけであるわけでございます。これは四十一年の四月一日に林業基本法に基づきましてつくりましたものでございますが、それをもとにいたしまして林民有林分かれているわけでございますが、先生御指摘の国有林の乱伐という話、ちよつとございましたが、御説明申し上げますと、全国森林計画に基づきまして国有林の計画を樹立するわけでございますが、御承知のように木材需要その他が非常に要請されております。したがいまして、私たちのいまの国有林伐採はいわゆる成長量、いわゆる木が伸びているその量よりは大体一・八倍、いわゆる八割増し伐採を実はやつておるわけでござります。しかしながら、その伐採をいたしておられますけれども、国土保安上からいたしますれば、それは悪い林相を改良しないければならない。そうして成長度の高い、いわゆる粗歯林を変えていくという方向でござりますので、成長は非常に上がつてくる。そういう中での伐採でございます。それから国土保安上非常に御不安があるということにつきましては、先生御承知のように、保安林という制度がござります。これも保安林整備臨時措置法というものがございまして、その中で現在保安林の増大はかっております。国有林は保安林面積が大体四分の一くらいでござります。これが将来は約四三、四四%くらいまで伸びしていく予定でございます。その中で保安をはかつてまいりたい、こういうふうに考えております。

その次に、先生の御質問の治山関係でござりますが、治山関係につきましては、先ほど申し上げました新五ヵ年計画の三千五百億の中には国有林

林が実は七百億含んでいるわけでござります。民有の内容につきましては、これは建設省とも十分御連絡の上で三千五百億というものをわれわれとして打ち出してきたのですが、内容としては復旧、いわゆる山地復旧、それから予防治山、あぶない山がくずれそうだ、予防治山、それから保安林の整備、災害との整備、これがおもだつた内容として実施しておりますことで、そのような形でござります。

○沢田政治君 官房長官お見えのようですから、お聞きいたします。私お聞きすることは、この前のお去る十七日ですか、本会議の席上で、私誤解のない表現でえびの地震の際には、内外から非常に強く要望されたけれども、激甚地災害指定をしなかつた、進する扱いをするというようなあいまいな措置で糊塗した、糊塗というと悪いけれども、実際はそう wasn't た。したがって、今度の被害は相当大きいようですから、今度は適用すべきであると思うがどうか、という考え方を總理に対して私質問いたしたわけあります。例をあげて示していふわけですから、災害救助法との間違があるわけですから、災害救助法との間違があるとかないとか、これはありますけれども、ばかんとそれを私は聞いたのじゃなく、例をあげてこうだから今度は指定すべきであるという主張をしたわけであります。その際の答弁は非常に満足する答弁をいただいたわけであります。私もおやつと思ったわけですが、激甚地災害をするために一部には指定しています、さらに詳細に調査をして、それを拡大していくます、こういう答弁をいただいたので、私も安堵と同時に喜びを覚えたのであります。ところが次の日の新聞を見ますと、あのことは間違ったとかないと答弁を聞いておりますが、私は何のことか、一時は非常に戸惑つたわけありますが、少なくとも一国の總理が本会議場でああいう重大なことを間違はずはないし、間違うような私聞き方をした覚えはないと思うのです。えびの地震の例をあげて聞いてるのであります。ところが次の日の新聞を見ますと、あのことは間違ったとかないと答弁を聞いておりますが、私は何のことか、一時は非常に戸惑つたわけありますが、少なくとも一国の總理が本会議場でああいう重大なことを間違はずはないし、間違うような私聞き方をした覚えはないと思うのです。えびの地震の例をあげて聞いてるのでありますから、したがって間違いであります。

○國務大臣(木村俊夫君) これは率直に申し上げて總理の言い違いでございます。と申しますのは、将来の問題として申し上げたのではなくて、激甚地の指定をすでにやつておる地域もあります、こういうことを申し上げておるわけです。こういうことはあり得ないことでございます。したがつて、いまお話をありました激甚地指定の問題と災害救助法の発動とを取り違えて発言しておる、これは私といたしましてもおわびをしなければならぬことだと思っております。ただその後政府部内でいろいろ検討しておりますが、御承知のとおり、激甚地災害指定にはいろいろ手続がござります。またその指定の基準そのものが政令で定められておりますので、これは客観的に定められておりますので、今後今回の地震で出てまいります被害状況の集計、実は私はいま手元に持っておりますので、中間的な集計はございます。それによりますと、基準にやや近くなっているところもございます。全体としての被害の状況を見ますと、全体としての基準には合っておりませんが、たとえば五条、農地等の問題の適用におきましては、Bの基準によりますと三十五億、これは標準税収と関係しますので毎年多少違っております。それに対して被害額が三十億になっております。えてしてこういう災害でござりますから通信その他の関係もありまして、日がたつに従つて被害額が多く出てくる。新潟地震でもあったことでござりますが、まだ私どもはこの被害額の集計がこれで結論が出たとは思つております。

第一の点としましては、被害額の今後の増加に伴いまして、この基準に合うような条項が出てきたりまして、日がたつに従つて被害額が多く出てくる。新潟地震でもあったことでござりますが、まだ私どもはこの被害額の集計がこれで結論が出たとは思つております。

第二は、きょうの閣議でも問題になりまして、

Digitized by srujanika@gmail.com

総理がみずから発言いたしましたして、そういう基準の地震の特徴なんか見ますと、局部的に非常に激甚な場所がある。全体の規模としてはそこまで達しないが、局部的に見て非常に激甚であつて、まさに激甚地として指定すべきところがあるのであるのではないか。したがつて、この基準のきめ方そのもの、固定的なものとして考へる必要はないのではないか。基準そのものの改定も含めて、将来政府部内で検討すべきではないかといふことも、きょうの閣議で発言がございました。またいま申し上げたとおり、被害額の集計が今後増加するにつれて、せめてB基準に合うところがございましたならば、それについて発動はもちろん惜しまないという考え方で、現在検討中でございます。

○沢田政治君 内容的に検討しておることはよくわかります。いまの法律のままでいいのかどうか。百人が被害を受けようが一人が受けようが、個人というものを対象にとるならば、被害を受けた人といふものにとるならば、苦痛度は同じになります。この法の検討は別ですが、私が聞いておるのはそういうことじゃなく、議員の責任と権威に関するこことなわけです。本会議で質問して答弁された。それが間違いであるということで、自分だけ間違いであるという判定をして、それを勧善するということは許されないと思うんです。そういうことを許されるならば、議員としての権威は間違いになります。全然私は間違いであつたということは、連絡を受けておりません。そういうことで、自分が答弁した間違いを自分で解釈をしてそれで済むものでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) この点は補佐の立場であります私の手落ちでござりますので、ここでおわびを申し上げます。

○沢田政治君 この問題についてはそれ以上触れません。ただ非常に軽然としないものがあります。気持ちの中できれを残しておきたいと思つます。

なお今後の参考のためにお聞きしたいわけですが、これは珍間になると思いますが、森というのと林というのと、ぼくはこのほうのしらうとあります。森、林はどう違うのでしょうか。二つ合わせれば森林になるわけありますが、森、林はどういう違いがあるんでしようか。

○政府委員(片山正英君) 突然のあれで學術用語として普通使っていることばとしては、しかし明確にやございませんが、ただ一般的に常識的に見ますと、林というのはおおむね平地にあるような概念を持っております。森というのは字のようにとがっておりますから山というような概念、そのようなふうに常識的に思つております。われわれ使うのは森と林という文字を一緒にしまして森林ということばで使っております。

○沢田政治君 非常に名答弁されたようですが、木が二つで林、木が三つで森、これは山というのを連想させますね、漢字で書いても。それは別として、現行の治山事業、五カ年の進捗状況ですね、たとえば民有林治山の場合、国有林治山の場合、これを年度ごとに——私なりにちょっと調べていますけれども、ちょっと簡単に言つてください。

○政府委員(片山正英君) 年度ごとにというお話をでございますので、国有林につきましては——その前にまず内容から申し上げますと、復旧治山でございます。復旧治山につきましては四十二年年度末で五七・四%の進捗でございます。予防治山につきましては少し落ちますが五〇・四%，それから防災林につきましては五六・九%，保安林改良につきましては五七・八%，地すべり防止につきましては五九・九%，その他につきまして六〇・六%，全体として先ほど申し上げました五六・八%というふうになつております。

なお、国有林、民有林別の進捗状況を申しますが、大体計算しますとそういう形で進捗しております。

○**元田政治君** 河川局長に伺いたいと思ひます
が、先ほども若干触れたと思ひますが、最近の集中豪雨、こういうもので、非常に都市化も急速に何というか、都市化されておるわけあります。したがつて、これは私の意見じゃありませんけれども、従来の直轄優先を改めるべきじゃないか、こういう声もあちらこちらで私聞くわけあります。と同時に、私のさらに聞きたいことは、特に都市河川に対する治水事業をどういうふうに対策を立てておるか。これは單にいたずらに被害を想定しただけじゃなく、将来、治水というものと都市生活、これをどう調和させるか。これは決して私は被害妄想狂に想定しただけではなく、佐世保ですか、あるいは神戸ですか——去年だったたですか、神戸ですね、ありましたね。それと何か神奈川県でボタ山のようなものがくずれて、あれは急傾斜地との関連も出でてくると思うのだけれども、私は人口が都市に集中すればするほど、都市周辺の治水といふものをいまから考えておかなければ、十軒ぐらいの農家が押し流されたじやない、すこぐ、人口の密度が高いのだから、思わざる悲惨事を惹起する可能性というものは、ますます高まつてくると思うのであります。そういうことだから特に都市の治水——いままでは治水といふと、本系とか、かんがい地帶、農業地帯ですね、こういうものが、村落地帶が想定されておったわけであります、が、都市治水といふものも急務じやないかと思うので、これに対する対策をいかにお考えですか。

○**政府委員(坂野重信君)** 先生御指摘のように大河川はこれは十分とは申し上げられないわけでござりますけれども、最近の災害の実態を見てまいりますと、気象条件の関係も確かにあるわけでございまして、非常に局地的な集中豪雨の傾向があると思っておりまして、大河川全体に大雨が降るというケースは、比較的少なくなつておる事情もあるかと思いますが、中小の河川が非常にまだ改修が進んでいないために、中小河川の災害が非常に最近ふえております。特に先生御指摘のように都市河

か、このほか宅地開発関連河川が八十河川、この急速にまいるというわけにまいませんので、うちの半分程度を五ヵ年度内ですね、五ヵ年で完成させる、こういう御計画のようですが、そういう御計画どおり事が運ぶ見通しがあるのかどうか。いまから即断はできないにしても、そういう一つの見通しもあわせてこの際お聞きしておきたいと思うんです。

それから、関連するわけがありますが、多摩ニュータウンで多摩川の支流の何ですか、あれは大栗川ですか、大栗川等の治水並びに河川改修があるわけありますが、この治水に対するですね、特に公共投資額はどの程度ですか。私も調べてみようと思ったんですが、ちょっとわからぬので、お聞きしたいわけあります。また、國と東京都、さらには住宅公園等の事業主体のアロケーションは、どのように処理していくかよく具体的に考えているのか、この際ちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(坂野重信君) 新治水事業五ヵ年計画

で先ほど先生おつしやいました数字は若干一一二千一千といふか、一兆四千が二兆五百といふことになりますが、おそらくこれはちょっと下がりまして二百七、八十くらいじやないか。それから、宅地関連の八十といふのが五十程度といふようなことに考え方をして、まあどのくらい概成いたしましたか、今後の予算の成り行きにあるわけでございますが、できるだけ新五ヵ年でこういった河川を重点的に実施いたしたいというぐあいに考えております。

それから、具体的な問題として多摩のニュータウンの大栗川等の件でございますが、ちょっと金額幾らといふものをいま持ち合わせておりませんけれども、考え方いたしましては、下流のほうはできるだけ直轄河川でできるものはやっていこ

う、それから上流のほうは中小河川等によって、いわゆる補助事業として河川改修は進めるわけでございますが、なかなか河川の改修費だけでは、非常に公共投資額はどの程度ですか。私も調べてみようと思ったんですが、ちょっとわからぬので、お聞きしたいわけあります。また、國と東京都、さらには住宅公園等の事業主体のアロケーションは、どのように処理していくかよく具体的に考えているのか、この際ちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(坂野重信君) 新治水事業五ヵ年計画

で先ほど先生おつしやいました数字は若干一一二千一千といふか、一兆四千が二兆五百といふことになりますが、おそらくこれはちょっと下がりまして二百七、八十くらいじやないか。それから、宅地関連の八十といふのが五十程度といふようなことに考え方をして、まあどのくらい概成いたしましたか、今後の予算の成り行きにあるわけでございますが、できるだけ新五ヵ年でこういった河川とか、治水ね、これはどういうものでしょ

う河川とか、治水ね、これはどういうものでしょ

うかね。これはちょっと疑問があるのであります。國なり自治体が、やはり国民に水の被害を与えるというものが、私は基本的な政策だと思うのです、初步的にとるべきだと思うのです。宅地のほうから取るということになると、個人負担になるのかどうなるのか。これは非常に問題が多いと思うのです。まあそれはそれでおくとしましよう。

○沢田政治君 宅地のほうから取るって、こうい

うかね。これはちょっと疑問があるのであります。國なり自治体が、やはり国民に水の被害を与えるというものが、私は基本的な政策だと思うのです、初步的にとるべきだと思うのです。宅地のほうから取るということになると、個人負担になるのかどうなるのか。これは非常に問題が多いと思うのです。まあそれはそれでおくとしましよう。

○政府委員(片山正英君) 御質問が二点ほどあつたように記憶いたします。

第一点は、特別会計が今後苦しくなるのじゃなかつこうですよ。われわれが使っており込まれる運命にあるのだ、救つてやっているのだ、こういう感覚があるのであります。御承知のように、特別会計は昭和二十二年に特別会計で発足してまいったわけでござりますが、おかげさまでその後順調な推移をたどつておられます。ただ今後の問題としては、地場賃金ということで、非常に低い位にあります。非常に労働条件が低い状態では生活できないとして突っ返した。それが物語つておるよう、非常に労働条件が低い状態にある。非常に低いわけです。ある人は、もう生活保護法の適用を受けたほうがいいという方々です。まあそれはそれでおくとしましよう。

次に、林野庁長官にお伺いしたいわけでありますが、国有林野には国有林野の特別会計があるわけですね。したがつてこの会計の、まあ私なりに見てみると、経営の収支見通し、これは容易じやないのです。したがつて新治山事業の五ヵ年計画による国有林野内の治山事業の実施にあたつて、すべて事業勘定で負担するというのではなく、同様なさ過ぎると思われるわけですが、私國有林と毎日背中合わせに住んでおりまつし、国有林の中でも生まれた男ですから、同情的になるわけですが、非常に困難だと思うのです。今後これは一

よ。昔の封建領主が人足を使って山をつくらせたと同じようなかつこうですよ。われわれが使ってやつておるのだから、五反百姓でもあんた方こそは、直接宅地開発と関連する経費の半分くらいは、ひとつの宅地のほうから何とか捻出してもらうこと、それと合わせてひとつ合併施行のような形でやつて、こうとこうことで考え方いたしまして、もうせんけれども、事務的にそういう話を進めてもううとすることで、事務的に打ち合わせておる段階でございます。

○沢田政治君 宅地のほうから取るって、こうい

うかね。これはちょっと疑問があるのであります。國なり自治体が、やはり国民に水の被害を与えるというものが、私は基本的な政策だと思うのです、初步的にとるべきだと思うのです。宅地のほうから取るということになると、個人負担になるのかどうなるのか。これは非常に問題が多いと思うのです。まあそれはそれでおくとしましよう。

○政府委員(片山正英君) 御質問が二点ほどあつたように記憶いたします。

第一点は、特別会計が今後苦しくなるのじゃなかつこうですよ。われわれが使っており込まれる運命にあるのだ、救つてやっているのだ、こういう感覚があるのであります。御承知のように、特別会計は昭和二十二年に特別会計で発足してまいったわけでござりますが、おかげさまでその後順調な推移をたどつておられます。ただ今後の問題としては、地場賃金ということで、非常に低い位にあります。非常に労働条件が低い状態では生活できないとして突っ返した。それが物語つておるよう、非常に労働条件が低い状態にある。非常に低いわけです。ある人は、もう生活保護法の適用を受けたほうがいいという方々です。まあそれはそれでおくとしましよう。

次に、林野庁長官にお伺いしたいわけでありますが、国有林野には国有林野の特別会計があるわけですね。したがつてこの会計の、まあ私なりに見てみると、経営の収支見通し、これは容易じやないのです。したがつて新治山事業の五ヵ年計画による国有林野内の治山事業の実施にあたつて、すべて事業勘定で負担するというのではなく、同様なさ過ぎると思われるわけですが、私國有林と毎日背中合わせに住んでおりまつし、国有林の中でも生まれた男ですから、同情的になるわけですが、非常に困難だと思うのです。今後これは一

関係省とも関係ございますが、四十一年から実は十大流域につきましては、一般会計からの繰り入れもしていただいている実績はございます。したがいまして、今後の推移につきましては、われわれとしても企業内の努力をはかりながら、関係方面と連絡をしながら解決してまいりたい、かようと思ふ次第でございます。

それから、先生の第三点の雇用の問題でござりますが、御承知のように、国有林は定員内と定員外がございます。定員内は国家行政組織法十九条に基づきまして、いわゆる定数として定め得る者は定員内ということにしておるわけでございますが、山の作業と申しますのは、季節的に非常に変わっておりますし、転々として変わることの多いようなことから、いわゆる定数として定めにくいといふ性格がござります。したがいまして、非常勤職員として雇つておるわけでございます。しかしながら、雇用形態といたしましては、極力安定するというのが、われわれの方向でございますので、季節労務じゃなしに常用的な姿を持つてまいりたい。しかし大半は、先生御指摘の如く季節労務でござります。定期、八ヶ月とかそういう形でございます。しかし国有林事業の作業が、やはり北海道とか先生の東北とか、そういうところはどうしても季節に左右されやすい性格のものでございますので、今後の機械化とかいろいろな方面を通じまして、なるべく雇用を長期化して、安定してまいりたい、その中で賃金その他も十分配慮していきたい、というふうに存する次第でございます。

</

れはいかがなものでどうか。

○政府委員(坂野重信君) これは発電所の問題では、先生がおっしゃいましたよな通産省の問題でございますけれども、水温の問題は、数カ年前からいろいろ全国各地で問題になつておるようでございまして、水温の研究会といたか水温調査会というようなものができた、水温と農業との関連はどうだというような、いろんな農業の時期的な問題がござりますし、それから量的な問題もあるわけでございます。そういうことで、できるだけ発電所としては、できるだけあたたかい部分、下のほうから水を取らぬで上のあたたかい部分から水を取るというような、その辺の水の取水と、それから出てくる水の温度との関係等でいろいろ検討されておるようございます。詳細につきましては、実は私その辺のところの量的な関係等はつかんでおりませんが、いろいろ通産省等におきましても、今後のそういういた発電所の設計あるいは取水の施設の改良等についても、いろいろ検討されておるよう聞いております。

○沢田政治君 次は確認の意味で聞いておきたい

わけですが、新規の需要ですねどんどんふえてく

るわけですね。したがって河川の寄与する度合い、

河川依存度ですねこれが八一%くらいといふのは

大体これは間違いないですか。たとえば一日想定

八千五百十万トン、その内訳は上水に三千三百四

十万トン、工業用水五千百七十万トン、そうして、

河川の寄与度八一%、これは間違ないですか。

○政府委員(坂野重信君) 河川の依存量は、大体

従来の実績からいきましてはじいたわけでござい

まして、全体の総需要の新規は約一億五百二十三

トンといふにはじいております。その中で都

市用水につきましては八千五百十万トン、従来の

実績からいきまして、あちこちの資料を集めてそ

の結果、河川の依存量がああこの程度ということ

で踏んでおるわけでございます。

○沢田 政治君 まあ洪水の防御といいますか、洪

水を防ぐ、この河川改修の場合ですが、たとえば

これは農業水利との関連について問題になると思

いますが、現在の河川改修方式ですね。これは先

ほども私触れたわけあります、ほとんど高水

方式がとられておるわけですね。明治二十九年以

前はほとんど低水方式でありましたね。もちろん

当時の経済状態と、いまの科学技術の発展と経済

情勢が全く違いますから、輸送の面においても、

時代の要請といいますか、河川は単に利水という

か、治水というか、そういう面ばかりじゃなく、

んど低水方式でやってきておるわけであります

が、最近においては、ずっと利水ということにな

ると高水と、こういう方式をとっておるわけであ

りますが、私は技術者でもないし専門家でもな

い、全くのしらうとであります、堤防を築くと

いうことも必要ですよ。はんらんを防ぐとい

う意味では、それなりの目的があると思ひます

が、この際、低水方式というのも考えていいん

じゃないか、こういうように考えるわけであります

。砂利をどんどん取り過ぎて河床が下がって、

農業用水との関係で問題を起こしているところも

あるけれども、そのほかに天井川でありながら川

砂利の採取を禁止したり、規制したりしておると

ころも非常に多いと思うのです。そういうところ

は、低水方式で河床を下げてはんらんを防ぐと、

こういう方向もぼくはやはりとつていいんじゃない

いかと思うのです。

それと、これは将来の勉強のためにお聞きした

いわけであります、低水方式と高水方式と、經

費的にはこれはどっちが多くかかるものでどう

か。

○政府委員(坂野重信君) 高水方式、低水方式の

問題でございますが、ずっと明治以来、特に大

正、昭和の初期、現在まで堤防方式というものが

とられて、水は堤防をつくつてある程度水位を上

げてそれを早く河口に持つておこう、こういうこ

とで行なわれたわけでございますが、明治の初期

があつて低水方式というものが行なわれたとい

うございます。

○沢田 政治君 私、この砂利の何といいますか、

政策といいますか、政策といいますと大きさであ

りますが、計画が非常に明確じゃないと思うので

すね。砂利ということになると、建設資材です

ね。その他の用途があつたとしても、道路とか、

鉄筋コンクリートの建築物をつくるとか、ダムと

いるのじゃないかとぼくは思うのです。ただ制限

したり、規制したりする法律はありますけれど

も、そうじやなく、建設省自体として大体砂利は

どれだけ必要かと、また将来長期展望に立つてど

ういうものを見通しを明確に立てる時期に来て

は雨の降り方、山地の崩壊の状態、そういうよう

なことによって変わるわけでございますが、河川

によつてはかなり川底を掘つたほうがかえつて治

水上げあいがいいというようなところもあるわけ

でございまして、そういう点は実は数年前から調

査いたしております、河川の改修方式の特に稼

動計画の検討をやつております、特に砂利資源

の問題等もございますので、今後の方向として、そ

は、幾つかの河川につきましては、そういう川

床を掘つたほうがいいというような結論が出てま

りますと、そういう河川についてはひとつ砂利

資源の開発というものを考慮いたしまして、そ

は、幾つかの河川につきましては、そういうよ

うな結論が出てます。それで天井川のようなどころについては、

川床を掘つたほうがいいというよ

うな改修方式であります。それで天井川につ

いては、川床を掘つたほうがやはり高く保つよ

うな改修方式で

利の採取可能量はどのくらいであるのか、それに立ちまして、それに対応して河川側のほうの砂対して年間の採取量からいってこれくらいしかもたぬから、それに対するだけ規制を加えて引き延ばしをはかると同時に碎石転換を進めて、四十五年度ごろまでには大体両方を同程度まで持つていこうというような基本的な計画を打ち立てたわけでございます。先生御承知かと思いますが、あとで資料をお届けしてもけつこうであります。そういうようなことで、河川としては一応昭和四十一年度以降の掘ざく可能量は全国で六億トンぐらいで、年間一億六千万トンぐらい要つておられますので、昭和四十一年度以降、その当時の資料では大体四年程度しかもたないということです。それで、そのとおりに現在すでに規制をして砂利の採取を禁止しているところもございますし、場所によっては十年ぐらいもつところもございますけれども、平均的な全国マクロ的にはそうでございますので、したがいまして、建設省としてはできるだけ各河川ごとに砂利採取の基本計画あるいは採取の規制計画というものをつくっておりまして、それに基づいて一定の区間、区間をしほりまして、この区間にはどの程度とつてよろしいということを、毎年そういった規制を年度当初にいたしまして、それに基づいて砂利の計画的な採取を現在やつておるところでございます。

には商工委員であつたけれども、どう考えてみて
も、身びいきしてみても通産省が砂利のほうを所
管しておるということは、いろいろな役所のなわ
張りがあつたとしても、やはり建設行政を円滑に
して効率をあらしめるという角度からいって、
なわ張りとか、人間的な小さい感情的なものは別
として、行政効果をあげるという面からどうお考
えですか。いまのままでいいというふうに考えて
おりますか。やはり道路にしてもあるいはまた建
築物にしても、ダムにしても、もう砂利というも
のが大半を占めるのだから、やはり建設業務と表
裏一体の関係にあるから、これはわがほうで所管
したほうがいいというふうにお考えになりません
か。

○政府委員(坂野重信君) 砂利の問題は、從来建
設資材の一つでござりますけれども、所管上は通
産省のいわゆる資材行政といいますか、そういう
通産行政の一つになつておりますので、そりつ
た需給の問題等につきましては、通産省を中心にして
建設省もこれに協力して需給の問題等につい
てタッチしておるわけでございます。砂利採取に
伴ういろいろ公害問題は、先生御承知のように非
常にやかましくなつております。そういう観点か
ら砂利採取の法律はそういう観点で建設、通産の
両省の共管ということでおこなつておるわけですが、
いろいろな公害防除等の問題につきましては、むしろ建設省の立場から強力にそいつた規
制を加えていきたいということでござりますけれ
ども、建設資材といいますと確かに建設省が一番
使うわけでございますが、資材の行政は通産の所
管でござりますので、そういう立場から建設省の
ほうも側面的協力をするという立場でやっており
ますが、採取の行為等につきましては、非常に国
土保全の立場上から見ましても、まだ河川の砂利のウ
エートから見ましても、まだまだ河川の砂利のウ
エートのほうが大きいのでございます。しかし、
将来は河川の砂利がだんだん減つてしまいりまし
て、山砂利あるいは碎石のほうのウエートが多く

○沢田政治君 ちょっと失礼ですが戻らしていただきます。先ほど洪水防御、この点を私質問したわけであります。その際に私基本的にどうも理解できない点が一点あるわけです。それはたとえば洪水を防止する、防御する、治水をやる、こういうことになつても水源の水の出る度合い、状況というものが非常に問題になつてくるわけでありますね、幾ら下のほう、下流を堤防なりあるいは高水方式でも低水方式でも洪水防御をして、水の出るほんとうの水源地、これを乱伐をしたりはげ山にしたら、非常に集中的に早く水が出てきます。そういうわけですから、一貫してこれは考えなければならないわけであります。堤防をつくつるだけではなく、水源地から考えなければならないわけです。そうなると所管上非常に重複する面があるわけですね、一貫性に欠けると思う。たとえば下流のほうは建設省、上流のほうの植林とか治山ですか、そういうものは砂防工事かあるいは農林省の管轄、こいういうようなことになつて非常に錯綜しております。ぼくらしろうとが考えて、どういう区分けをしておるか、ちょっと想像がつかないのであります。コンニヤクの裏表がどっかと聞かれるよう非常に錯綜しておるわけです。したがつて一貫性に欠けると思うし、さらに河川法十六条ですが、十六条で工事の実施基本計画を策定することになつておるわけですが、そういう意味で上流計画というものを、建設省はどう計画しておるのか農林省のほうですか、しかもこれが農林省のほうと、砂防は建設省ですね、いま、そうでしょう。治山といふ面からいって砂防的なものを含めて、設省のほうはこれを上流にさかのぼらうとしておなつてまいりますので、そういう観點からいまと、ということです。もつとかみ砕いて言いますと、砂防は建設省ですね、いま、そうでしょう。設省のほうはこれを上流にさかのぼらうとしておなつてまいりますので、そういう観點からいまと、ということです。今度の法律の改正でも建設、通産の共管ということに相なつておるわけでござります。

るわけがありますね、全く一四の性質の違う魚の
ように交互に交錯しておるわけであります。そうち
う面に対し、これは非常に困ったものだと
思つております。何か取りきめもあつたらしいけ
れども、しかし、これは单なる取りきめだけでは防
げないと思つます。いつそきちんとしたほうが
いいじゃないかと思うんですね。やはり上流から
下流まで河川管理なら河川管理は、建設省なら建
設省などどちらでもいいんです。国民のためにそういう
工事をやつたり、行政をやつておるんだから。
これはやはり河川局長と林野庁のほうですね、治
山のほうは、両方から、ですかそれに対する態度
度を聞きたいと思う。国民としてはどっちでもいい
から、きちっとしてもらいたい。役所のなわ張り
り紛争には国民は興味を持たぬ。やっぱりりっぱ
な山を育て、洪水を防ぐ、こういうのが国民の悲
觀ですから、そういう立場を踏まえて、やっぱり
長官と局長から、ぼくは腹蔵ない腹をここでお聞
かせ願いたいと思うんです。

いうふうに誤解される向きがあるかもしませんが、私どもの担当者同士の間では、別に現在何らかのトラブルもございませんし、スムーズにいっておきましては、ひとつ最大の努力を払っていきたいと考えております。

○政府委員(片山正英君) 沿山と松阪との調整の問題と存じますが、建設省の御答弁のとおりでござりますので、林野庁といたしましても山を守るという、そういう形の中で推進してまいりたい。なお連絡あるいはお打ち合わせ等は中央、地方を問わずやつておりますので、現在のところ円滑にございます。今後とも連絡を密にして、先生の御指摘のないように進めたいと思います。

実な答弁をしておるわけであります、私はなかなかその点まだ割り切れておらぬと思うわけであります。一番おそれるのは、國民としてはどつちで仕事をしてもいいけれども、りっぱにでかしてもらえばいいわけだけれども、ただ私心配するのは、大体両方で所管というものが明確じやなく錯綜する場合、往々にして二重投資になりやせぬか、こういう点を懸念するわけです。せっかく国民の税金を二重にというか、不必要に使うということになると、たいへんだと思うのですよ。それでは非常に問題がない、連絡調整がうまくいっている、こういう答弁のようですが、なかなか事が実はそうじやないと思うのです。というのは、昭和三十八年ですか、何か取りきめしましたね、両方でですね。大体仕事の内容というものをこういうふうに割り切らうじやないかといふ、なわ張りというのですが、汚ないことばで言えばなわ張りといふのは、その後たとえば人事面において、砂防とか何かのポストに農林省のほうから建設省のほうに何か人を持ってきて、経験者ですね、治山のほうの。そうして今度は農林省のほうに建設省から

砂防の何というか、ポストにおった人を持つていますか、そういう仕事上の調和をはかるうと、こういう御苦心も非常にされたようですが、その一事をもつてしても、非常になわ張りといふうのは錯綜してきている。こういうことを雄弁に物語ると思うのですね。何も、何というか、建設省から農林省に持つていき、農林省から建設省に持つていくということは、これは常態ならば必要ないでしよう。ところがこれはそうじやないのですね。これは国民から見たら、ばかにしたようなものですね。うまく割り切れていますか。やはり一貫管理、一貫施行、こういうのが望ましいのだけれども、これはもう一回再答弁してもらいましょうか。これはどうでしょうか、答弁用の答弁じゃなくね。

いなければいいのじやないかと思うわけでございまして、私はいま治山と砂防の問題につきましては、なお一そく御注意等もいただいて、両省間において協力体制をさらに充実してやってまいるようにはすれば、必ずしも機構上一貫的なものにしなくていいのではなかと、私は考えております。○沢田政治君 前にもお聞きしたのですが、洪水ということになると、村落地帯の農村地帯の洪水ではなく都市に人口が密集てくると、非常に家屋の流失、あるいは人的な損害ということもある場合には非常に何といいますか、重大問題化していく。これはやはりがけくすれもそうですね。これに対する防御策、これも考えなければならぬということも指摘したわけですが、そこで私がお聞きしたいのは、まあ砂防もけつこうですよ。そういう関連でなく、治水というような面ばかりじやなく、こういういま議題になつておるような法律とか、こういうものと、急傾斜地の法案、ここにまだ来ておりませんけれども、いつかお出しになりましたね、これとの法律的な関係というのはどうなりますか。大体砂防というものと効果が似ているようですね。これとの関連はどうなんですか、急傾斜地の場合にどういうところに主として適用させるのか。これは非常に重複しているような面もあると思いますので、その関連をお聞きしたいと思うのです。

●**○國務大臣(保利茂善)** 私は全國あまたの河川を
いう川もないところ、直接的に海岸だとか、ある
いは都會の中で非常に傾斜の急なところがある、
そういうところで非常に傾斜が急なために、大き
な雨が降った場合にどと斜面が崩壊するため
に、非常に人家連櫓の地域に対しても人命の損傷を
与える、それに対する対策を考えるというのが、大き
急傾斜地の崩壊の対策でございまして、砂防の場
合は要するに河川なり水と、そういった溪流と関
連のあるものが砂防事業だというふうに、私ども
は考えております。端的に申し上げればそういう
ことでございます。

●**○沢田政治君** 大臣にまだお聞きしたいこともあります
るわけです。ちょうど三分の一ぐらい終わつたわ
けですが、時間もたつてますし、大臣も非常に
出席率がいいので、これ以上長くなつても他の委
員の質問もあるかもわかりませんから、一応次の
機会に譲りまして、今回のこの本案審議にあたつ
ては、これで質問を一応中止します。

●**○鈴木一弘君** これは大臣に最初に河川行政に対
する基本的な考え方、そういう精神についてお伺
いをしておきたいと思うのです。

これは先ほどからの質疑で治水、利水——まあ
治水がなければ利水がないというようなことは、
わかっているわけでありますけれども、どういう
ような基本的な姿勢で、精神で大臣は臨んでいる
か。確かに流域の住民にとっては、この河川の行
政ということにものすごく重要な関心があるわけ
であります。大臣の所信表明から見ると、ことし
の所信表明では住宅投資、あるいは土地行政、そ
ういう方面に大きな重点が置かれ、道路行政には
かなりの深い関心が置かれているようなんですね
けれども、その配慮が悪いというわけではありません。
そういうわけではありませんけれども、治水
行政関係のはうが、やや軽視をされているのじや
ないか、そういう点を非常に心配するのです。そ
の点についてはどうお考えになつておりますか。
基本的な精神と今後の方針、その点をまずお聞き
しておきたい。

見て、この河川によって地域の方々が潤いを持たれて、不しあわせを招くことにならないようにならざるということが、一番望ましい。特に日本の経済成長が非常に著しい勢いで、少しオーバーな表現でございましょうけれども、国土の大半が都市化の状態に進んでまいっている。そこでこの都田川水の需要といいますか、あるいはある意味においての非常に貴重な資源を、これをどう生かし得るかということは、今後の国民経済の上に与える影響といふものはきわめて重要である。そういう意味で、この治水、利水ということが非常に重要な意味を増してまいっている。特に昨年の災害等にあらわれたところが、中小河川といいますか、都田川と申しますか、そういうところに非常に大きなかつ災害をもたらしてきている。で、現行一兆一千億円の規模を持つ治水事業が推進せられているけれども、こういうものはこの程度を持ってしてはとても治水、利水の国民生活、国民経済上からくる要請にこたえることはできないのじゃないか、ということで、昨年来治水計画の改定を検討させて、先ほど来お話をような計画を持たれておるのでも、たまたまそぞういうところへ就任いたしまして、私も非常に実は困難な事態を、ちょうど財政の硬直化であるとか総合予算主義であるとかと、で、たまたまそぞういうところへ就任いたしまして、年計画は改定しなければとうてい時代の要請にこたえられない、そういう中に挟まりまして、年計画の改定をどうしてもやらなければいかぬ。内容につきましては先ほど来お話しのように、いろいろ問題も残っております。あるいは災害開発が多過ぎるじゃないかとか、あるいは予備費にて確定されている額が大きいじゃないかというような御批判もございますけれども、やはり現行一兆千億を少なくとも倍程度にはこれを拡大して、うして次のステップへのやはり規模、内容もござることでありますけれども、先ほど来お話しのよに、経済社会発展計画等からしても、あるいはいろいろの国土建設長期構想からしても、相応膨大な事業費を要するわけでございますから、

はり財政の好転を待つて、さらに飛躍した計画樹立をしなければならない。そういう上からいたしまして、少なくともとにかく一兆円という声を聞かないと、新計画ならばこれは樹立する価値なしということです。まあ努力をいたしまして、いろいろ御批判はござります。私も満足いたしているわけではございませんが、しかしながらまあ経済社会発展計画で想定する二兆八百億に近いところにござつたということで、一応了承せざるを得ないというところで御提案申し上げているようなわけでございますが、とにかく資源の少ない国で、私は考え方いたしましては、水だけはとにかく先進国の中では、どこの国よりも恵まれた水資源というものはいただいているわけでありまして、この資源をわれわれ国民生活の上にどうしてもより有効に生かして、水をおそれるということじやなしに、水の持ってきたらすところの資源のとうとさというものを、国民生活の中に生かしていくくといふことが、私は治水問題に一番大事なことだけいておるわけでございまして、そういう上から道路あるいは住宅、彼此みなしかりでござりますけれども、治山治水というものは、何といつても長期展望します場合に、国土建設の最も重要な仕事であるということを痛感をいたしておるわけでございます。

向けるのではなくて、そういうふうな経済に奉仕するという形だけに力が入ってくる、そういう心配があつてはならないと思うのですね。そういう点については、大臣はどう思っていらっしゃるのか。

○國務大臣(保利茂君) 私はもう基本的に私どもお互いが政治に携わって、参与をしておりますということは、いろいろな施策を講じてまいりますと、あるいは経済成長のために努力を払うとか、これはすべて国民生活をよりよくしていきたいという願いにほかならない、またそういう責任を持つておる。したがいましてすべての政府施策といふものは、それが国民生活にどう公益をもたらしていくかという観点から、ものごとを考えていくべきである。経済成長それ自体は、それはもう成長しても、それによつてもつて国民生活に何らの潤いが来ないということでは、全くナンセンスであると思うのですから、したがつて終局国民生活をよりよく築き上げていくために奉仕をいたしていかなければならぬという、強い私は考えを持っておるわけであります。

○鈴木一弘君 初め建設省の案では二兆四千億という投資規模であったと思うのですが、それが三千五百億減ってきたわけですね。二兆五百億といふ規模になつたわけでありますけれども、これでまだ金額とすれば二割いってないような削られた額でありますけれども、五ヵ年計画そのものの前途といふものは、かなり縮小せざるを得ないだらうし、そうすると当初構想よりはかなりおくれて、この前途では大臣の言われたワントップも少し後退せざるを得ないワントップになる。この前途といふものはだいじょうぶですか。

○國務大臣(保利茂君) まああらかた大小河川で大きな災害といふものを招かないよう整備をするというためには、五十兆円とかまあたいへんな天文的な、先ほども河川局長申しておりますようなことであろうと、これは事実そのとおりであるうと思うのです。それを国民の総力をあげて一步一步、とにかくどう積み上げていくかと、現実

に積み上げていくといふことが、私は現代の国民の責任だと考へておるわけであります。お話しのように、先ほども申し上げましたように、なるほど建設省内部で二兆四千億という事務計画を持つおられたということは、私も承知いたしましたとき承知いたしております。ただ二兆四千億がそのまますらといくような状態であればたいへんけつこうなことだけれども、残念ながらそれはむずかしいと、とにかく内容につきましてはこれらの問題でもござりますけれども、とにかく二兆円を下る計画の改定ならば私はこれはやらないということで、二兆円をこえ切るもののから取ることができれば、これはひとつ計画の改定をやろう、どうしてもしかしやりたいということで、まあやっとこさうとこぎつけたところでございまして、私自身が御指摘のように、決して満足いたしておるわけじゃないということを御了承願いたいと思います。

○鈴木一弘君 この昭和四十三年度の治水関係の予算総額ですね、それは総事業費で二千八百十二億五千二百万と、治水事業、海岸、急傾斜地あるいは災害復旧関係事業全部入れるとそくなると思うのですけれども、四十二年度の予算に比べては九%，補正後の予算に比べては八%の伸び率と、例年のこのところの伸び率は一〇%何%でしたか、一七、八%というような伸び率を示しておるようになります。その半分にも満たないという現状で、どうも大臣の御答弁とは、御熱意のほどとはちょっと違うような感じを受けるのですけれども、これがはたして万全を期することができるのかどうかですね。

○國務大臣(保利茂君) これは数字の問題になりますと、おそらく鈴木委員のおっしゃるとおりであります。一に今後の努力と――私は財政の好転の上にわれわれが努力を積み重ねていくという以上の決意を要する、ということを考えております。

あるのじやないかと思うのです。というのは、総合予算制度に今度踏み切った。これはことしだけではなく、おそらく今後も続けられるだろうと。これは一番の財政の合理的な経済的な運用ということだが、総合予算制度だとと思うのですけれどもね。そうなっていくと、その第一回目の総合予算制度のときに、いまあげたように、例年の半分に満たないような伸び率ということになりますと、好転好転と言われる、やはり国債の収縮とか、そういうことも考えられると、思うようにいかないのじやないかと思うのですがね。そういう点で、財政の好転ということがあつても、私はなかなか困難になるのじやないかということを思うのですよ。その点はどうですか、決意のはどを……。

○國務大臣(保利茂君) 弁解をするわけじゃございませんけれども、今年度がまたどうなるか。大体そういうことはなしで済まなきやいかぬと思つて、たぶんそそうであろうと思つておりますけれども、昨年は五%の繰り延べを受けておる。それが今年は持ち越されておるわけです。それをならしますと、差し引き勘定しますと、一九%ぐらいの伸び率になるわけです。で、今後大体四十三年度ベースで二二・三%伸びしていくば、大体いままで計画せられておることは達成できるのじやないか。これがなかなか不容易じやないけれども、それだけにひとつがんばっていかなきやならないと考えておるわけでござります。

○鈴木一弘君 大臣が特に中小河川に重点を置く任区间及び二級水系に属するものに限る、こういうように考えられているのですけれども、わが国の河川総延長の二分の一ないし三分の一に及ぶというようすに推定される中小の河川と、ここで言つている中小河川ということとは、これは違つてくるんではないか、その点どういうお考えな

川というような意味でございますが、中小の河川の改修と改修と私ども通称しておりますのは、費目上は一括して中小河川、そういうものを五ヵ年計画で重点的にやつていきたいというふうに考えておるわけでござります。ですから、基本的には分かれるわけでござります。

○鈴木一弘君 これはほんとは中小の河川というのは、いままでは災害の場合以外にはほとんど顧みられていなかつた。だから、具体的な例を取り上げて申し上げたいのですが、災害云々がなくとも久留米川という川が新河岸川の流域にあります。なお、あの久留米川の場合には、東京都に久留米団地ができた。したがつて久留米団地のほうで今まではし尿淨化の装置もつくり、あるわけの水も流れることで、絶えず埼玉県に入つてくるわけです。わざかな雨でも洪水の危機にさらされてしまう。しかもそれがかんがい用水に取り入れられているので、稻が倒伏をしてしかたがないという、そういう状態になつてゐる。こういう点なんかもは、実際問題として新河岸川全体の改修となれば、百五十億も百六十億もかかる問題だと思いますけれども、確かに住宅公団が家を建てるのにはけつこうなんですけれども、そういう問題が必ずあとで発生していく。それに対する十分なる対策がなされなければ、これは一住宅ができる、そのために下のほうの住民は思わず災害を絶えず受けなければならない。県道をぶち切らなければいけないでありますけれども、これはどんなふうな状況になつてゐるのか、早急に手を打たなければいけないのじやないかと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) これは久留米川というのは、確かに新河岸川の支流でございまして、新

河岸川につきましては、今年度からそういった中河岸川の重点ということで新規に改修につとめております。先生のおっしゃるようになります。非常に水の出方が早くなっています。しかもその量もふえているということで、特に宅地の関連等の河川につきましては、都市河川の中でもさらに重点を向けていきたいというふうに考えております。四十二年度予算におきましても、そういうものを重点的に考えておるわけでございます。東京都のほうでも都の単独費を相当そろいつた河川にぶち込んでありますし、できるだけ今後はひとつ重点的にそういう方面の河川に重点を置いて施行していきたいと、かように考えております。あと予算が幾らついておるとかいうことは、ちょっとといま資料を持ち合わせしておりません。

○鈴木一弘君 これはあとで詳しく教えてください。地元の住民に言わせれば、東京との境に堤防をつくって、水は東京都に流したほうがいいという声もあるくらいで、これはほんとうに考えなければならない。

その次に、小規模河川の改修事業の補助率といふのは、一級水系中の二種事業が十分の四、二級水系が十分の四ということで、中小河川の改修事業補助率が一級河川が四分の三、二級河川二分の一というのに比べると、だいぶ違つてきている。これは法律違反にならないか。

○政府委員(坂野重信君) 従来の関連からいって、一定計画に基づいた改修は旧法時代からずっと十分の四ということを聞いております。そこで特に四分の三を取り上げましたのは、中小河川、要するに一定計画に基づいた中小の中で、比較的規模の大きいものを対象にいたしまして、一段階で從来の例にならって、それをそのまま踏襲しているということをございます。法律違反ということはございません。

○鈴木一弘君 それで、さうきのぼくは中小の河

川といいながら、中の河川のほうは補助率が一中小河川の大きいのといえば中の河川でしょう、小規模じやないんでしょう。だからその意味がどうかよくわからないんですね。そういうのを特に中小河川と呼ぶことが妙じやないかと思うんですよ。大臣、その点どう思いますか。

○政府委員(坂野重信君) 非常にこれはよく実は私どもも混同されるんですから、あれですけれども、確かにこの中小河川、中小河川といいますのは、私どもはこれは間違うと困りますが、中小の河川対策ということとばと、中小河川改修ということで分けておるわけでございまして、大臣の言つておられますのは、規模の大きさで、大体常識的に中小の河川対策ということであると思います。

○鈴木一弘君 これはいまの治水の問題に関連して、急傾斜地の問題です。この急傾斜地の崩壊対策事業で実際現在緊急に手を加えなければならぬところが、自然のがけだけでも全國で七千三百ヵ所だと、こういうことを聞いている。いま一ヵ所六百万ぐらいかかるだろう。最低それぐらいかかるということで、建設省が当初全額は地方団体が負担するということで十五億円の予算要求をしている。ところが最終的には三分の一に近い六億円ということ、国費がそのうち三億円ということになってきたのでありますけれども、十五億円がそのまま認められても三十年かかるのが、六億円となれば倍の七十年以上かかる。そういう点について、國民のほうでは、こういう危険についてはこれはもう絶えずさらされているわけです、生命の危険に。一刻も早くということから、だれもが願つてることなんですねけれども、この事業の説明においては、予算の説明のときには、前年度に引き続き緊急に対策を講ずるところについて事業を促進すると言つてゐるわけですね。その緊急なそれじやその急傾斜地の問題となれば、全部緊急たることは思うわけでありますけれども、その中の特にまた緊急ということになつて、十五億が六億に減つてきたのか、あるいはその緊急に対策を講ず

る場所というのは、一体どういうところを指して

いるのか、その点について。そういうことを言わ
○政府委員(坂野重信君) まあ全体の数は、先生
のおっしゃいましたように、私どもの調査で七千
三百四十二ヵ所というように出しております。こ
れは人家が五戸以上の影響のあるところといふこと
で、しかも傾斜が三十度以上というそういう物
理的な条件を加えて、そういうものを調査しては
じき出したわけでございますが、その中で緊急を
要すというものは、やはり一連の人家の多いところ、
五十戸以上というものを考えてみますと、七百十
ヵ所その中にあるわけございます。それから
現地の状態が非常にそういう急傾斜地の高さが
高いというのも、これは非常に危険な状態でござ
いますので、そういうのを考えてみますとい
うと、十戸以上の人家のあるところで高さが十メー
トル以上というものを拾つてみると、約四千二
百七十カ所ぐらいございます。その辺はやはり重
点でございまして、その中で実際物理的に見て、
また同じ高さが十メートル以上あっても、すぐに
でも対策を必要とする、非常に崩壊の危険の多い
ところと少ないところとあるわけございます。
そういうものを拾いまして、一応五ヵ年計画、こ
れは治水の五ヵ年計画と別個の問題でございま
す、急傾斜地崩壊対策の五ヵ年計画としては一応
千百カ所、そういう条件に合致するものを選びま
す。質疑がある方は、順次御発願を願います。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、質

疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。

○委員長(藤田進君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございま

六水系を一級河川に指定していますね、河川の総

合的な管理を強化すると、こういうことを言われているわけですから、その指定では、四十年

本年度六水系合計九十一水系ということになつたわけですけれども、旧河川法の場合には、適

用河川が百十四水系、直轄工事の施工河川が百十

六河川。こういうことから見ると、一級河川とし

ての、一級水系としての九十一本の指定をするこ

とによって、治水行政というものは万全を期せら

れるのか、前の旧法の場合よりも後退している感

じをどうも受けるのでけれども、その点はどう

ですか。

○政府委員(坂野重信君) 旧法の適用河川の数

と、今度の九十一水系とは若干の差はござります

けれども、やはり水系の指定には、直轄で現在

やっている数がその中で相当数ござります。大体

八十九水系を現在直轄でやっているものの中で指

定しているわけでございまして、大半はやはり重

要なものは直轄事業でやっているものでございま

すので、そういうものを重点にやつております。

そういう面からいきますと若干残つておりますけ

れども、九十一水系で從来やつてある直轄河川と

いうものは、大体カバーできているというくらい

に考えておりまして、これは適用河川の数の計算

のしかたと若干計算によつて変わつてくるわけで

ござりますが、大体九十一水系におきましては、

先ほど申し上げたように重要な河川はおおむねカ

バーいたしておるわけでござります。なおしか

べば、役員はできるだけ少なくするのが、私はほん

とうだと思っておりますけれども、まあ愛知用水

公団の役員は、おのずから從来の愛知用水公団

の、まあいろいろ個人的にもなれておられましょ

うし、それから役員としての從来の仕事について

のいきなり知識なりといふものも知つておら

れる方が残られることも必要でございましょ

うし、そういうふうなことから二年間に限つて

水資源公団の役員として理事二人を増員した。と

申しますことは少なくともそのうち一人は、從

来の事情を知つておられる方を水資源公団のほう

の何かの役員にきてもらうと、そういう考え方で

こういうことを法律に書いたわけでござります。

しかし二年もいたしましたら、その間現在の両公

団の職員の融和もはかられますでしょ、また

従来のいきなり二年の中には新しい改組の水

資源公団の人々にもよくわかるのでございましょ

うから、それ以上そうしておく必要はなかろう、

こういう考え方でござります。

○田中一君 職員は全部収容する、事業としても

収容するようになつていると聞いておりますが、

おそらく職員の待遇の問題について、あるいは勞

働条件とか給与の問題とか、いろいろな意味で多

少格差があるのじやないかと思うのです。その場

合に格差是正という問題をどう考えているのか。

せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。治山治水

緊急措置法の一部を改正する法律案を問題に供し

ます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) ただいまから委員会を開会いたします。

午後二時十五分開会

○委員長(藤田進君) ただいまから委員会を開会いたします。

水資源開発公團法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。

○田中一君 他の委員からいろいろ本質的な問題について質疑があつたと思いますが、私は二、三

年来愛知用水公團の運命がどうなるかといふ点について質疑があつたと思ひますが、私は二、三

年前に引き続き質疑を行なつたわけですね。そのため真剣に絶えずこれに取り組んで

いるかどうかという問題については、非常に疑問を持つのです。しかし、今日こうして「元化と

いう形になつたことについては、これはまあ当然

そなななければならぬものじやなからうかといふことを考えますが、この法文にあらわれている

ことでもあります。それは愛知用水公團の清算はどういう

形で行なおうとしているのか。清算が行なわれる

場合には清算人ができる、その清算をするのにどのくらいかかるのか。あるいはそういうことでな

しにして、この法律を見ますと二名の、愛知用水

公團から二名が水資源公團のほうにいくと、これ

も二年間に限定しておつていくのだというふうになつておりますが、その辺はどういうふうになつておりますか。

○田中一君 職員は全部収容する、事業としても

収容するようになつていると聞いておりますが、

おそらく職員の待遇の問題について、あるいは勞

働条件とか給与の問題とか、いろいろな意味で多

少格差があるのじやないかと思うのです。その場

合に格差是正という問題をどう考えているのか。

どちらが高いかは私も知りません。しかし、これは是正しようという場合、公平が一番いいのです

から、どういうようにもその労働条件、給与その他問題を解決しようとするのか。その点は格差が全然なくて同じ平等の、愛知用水公団も水資源公団も給与体系は同じだと思います。似ていると思

います。しかし、賃金等の格差はどうなりますか。どう調整しようとするのか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、体系は大体似ているようでございますけれども、一緒にになりましたときに、キャリア等が同じであるに

もかかわらず多少の格差が生ずるということは、幾つかの場合に避けがたいだらうと思っております。しかし、これを急に調整をするということ

は、既得権をやり方によっては害するようなことは、もなりかねませんので、まあ一緒にになって一つの雰囲気になってから労働条件についても話し合つてひとつきめていくこと、こういう基本的な考え方でやつていただきたいと思います。したがつて、まあどちらかと申せば、そういう場合に

は条件のいいほうにさや寄せをするということがだんだんに起こつてくる。これは給与そのものがとともにふえてまいりますので、まあ現在のところ無理をしないで、先々融和ができるように考

えるという基本の考え方を持つております。

○田中一君 そうすると、いまの事情を知つて、ある役員が二名入るということと一緒に、二年間のうちにには、その格差といふものがかりにあるとすればそれを是正する、その場合には高いところにそれを求める、いろいろ条件があるならよい条件のほうにそれを求める、賃金ならば高いほうに基準を置いて、そこに合わせていくというように理解してよろしくございますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういうことを原則としてそう考えるということになりますと、またこの労働条件なんかの話し合いがむずかしくなると思うのでござります。しかし、円満に話し合える限り、また結論がつく限り、結果としてそうなつてもそれでやむを得ないのでないか、そう思つ

ております。

○田中一君 この問題はやはり一番、合併とか、あるいは二つのものが一つになる場合に常に問題になります。民間の大産業、大企業に

なるところなんです。民間に大産業、大企業に労働組合を強圧するためには格差があつたほうがいいのだというような考え方、なくもないのですが

はないかと思うのですがね。しかしこれは、明確にひとつ、政府がそれを考えようとするのか、あるいは水資源公団がそれぞれの実態に応じて是正をしようとするのか、その点、もし宮澤長官で言ふにくければ、水資源公団のほうから答弁してもらつてもいいです。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは水資源公団当局と職員との間でやつてもらうのが本筋と思いま

す。その際、しかし監督をする立場でどういう気持ちでおるかというにつきましては、先ほど申し上げたように考えております。決して労働条

件の格差を設けてどうかしようというよなことではなく、円満に話し合ひのできるよう公団當局にまかせていく、こういうふうに思つております。

○田中一君 それでは總裁にこの点について伺いたい。

○参考人(進藤武左エ門君) お尋ねの点につきま

しては、一応いろいろの権利義務の承継になりますから、現在の愛知用水公団の組合と愛知用水公

団の締結した労働条件は、われわれが承継するこ

とになるわけでございます。そのあとは、組合がどういう形になるかというの、将来の問題でござりますけれども、そのできます組合と十分話し合ひをしまして、そして話し合いの結果労働条件の変更があるかもしれません、しかしいま大臣もお話しのように、急にこれを変更していくとい

うふうなことはあり得ないし、またそういうことはわれわれは考へておりません。

○田中一君 もう一つ伺います。ここに、四十四

関」というのを今度新しく加えられたわけです。これは愛知用水公团債の発行の原資を求めるど

かを指定しよう、こういう考え方なのかですね、何を想定しているのかひとつ明らかにしてください。

○政府委員(今泉一郎君) この規定は、余裕金の預け先といたしまして、現在の愛知用水公團法に

おきましては、銀行のほかに、金融機関といったします、農民の機関でございます。代表でござい

ます農林中金等に預金ができることになつております。ところが、水資源公団法におきましては、銀行というふうに一定の金融機関に限られておるものでございますから、実際に預金するしない

は、これは公団の資金繰りその他の自由でございままするが、農林中央金庫等に預金をでき得るよう

に法律を広げておきたい。そういう趣旨にはかな

りません。それ以外に特段の趣旨はないわけでございません。

○田中一君 そうすると、水資源公団では、銀行のほかに農協とかその他農民団体が常に取引

取引というか関係の深い、取引の深いところを大

きに法律を広げておきたい。そういうわけですね。他の特定

のほうに農協とかその他の農民団体が常に取引

取引といふか関係の深い、取引の深いところを大

きに法律を広げておきたい。そういうわけですね。他の特定

のほうに農協とかその他の農民団体が常に取引

取引といふか関係の深い、取引の深いところを大

きに法律を広げておきたい。そういうわけですね。他の特定

のほうに農協とかその他の農民団体が常に取引

取引といふか関係の深い、取引の深いところを大

きに法律を広げておきたい。そういうわけですね。

い。

○委員長(藤田進君) 総裁にお求めですか。

○田中一君 総裁がちょっとまだ早ければ……。

○政府委員(今泉一郎君) 若干私から技術的な点もございますので御説明申し上げますが、これは

もございませぬので合併までにはすでに完了した上で両公

団合併の際引き継ぎをいたすわけでございま

すが、それに要する建設費用の賦課徴収等につきま

しては、すでに実体ができておりますために、農川用水も合併までにはすでに完了した上で両公

おるわけであります。もちろん多くの民間企業でも吸収合併、まあいろいろあるわけであります。が、ほとんどがやはり高いほうにならしておるわけですね。したがつて、私はよりも低いほうにならすとは思いませんが、この付近のことをどう考えておるか。これは後ほど紛争が起こつちや困ると思うのですね。だから、あいまいな答弁じやなく、きちんとどこで私は詰めておきたいと思うのです。

それともう一つは、労働協約が、現在愛知用水公団の労働組合と管理者側との間にあると思いますが、その労働協約がどうなるのかということですね。当然労働協約が引き継がれると思いますが、特にいま議論になつたように労働条件ですね、これは引き継がれるから、協約もそのまま引き継がれることになるわけであります。労働協約の内容を大別いたしますと、規範的な部分と債務的な部分と二つに分けられるわけであります。したがつて労働条件等の問題は、これは規範的な部分に属するのだというように考えますが、債務的な部分についてどう考えますか、それも引き継ぎますか。

○参考人(金子美雄君) 第一点の御質問の、労働条件についての将来統合する場合の心がまえといふ点についての御質問であります。原則として低くなるということは考えておりません。ただ、こまかい就業規則ですとか、あるいは手当の点につきましては、——まあ一つの手当につきましては、出し方にはいろいろあるわけであります。どちらがいいとか悪いというのは、高い低いの問題ではなくて、考え方の点でいろいろの違った方がとられている場合もある。そういう点についてはどうかをとるということでやつていきたいと考えております。

第二点の、労働協約の点であります。これは

統合のときに有効な労働協約が存在しております。でも、それはそのままそつくりわがほうで引き継ぐことに相なります。内容によって引き継ぐべき、引き継がない部分が区別されるということはございません。
○沢田政治君 まあ基本的にはそういうことであります。が、そのままそつくりわがほうで引き継ぐことになります。内容によって引き継ぐ部

分のほうに責任があるわけですね。したがつて、これがもう労働組合が解散したのだから、その

労働協約というものをわれわれは守る必要がない——しかし、組合の名前は変わるもので、実体は残つておるわけですね。したがつて専門的に言いますと、余後効の問題で非常に議論になると思うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問題が出てくると思うのです。それで、基本的には下げるることはあり得ないけれども、部分的にはこうならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませんのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないという一つの歯止めがあるならば、まあそ

ういう部分的なことはやむを得ないと私は思いますが、そういう点は留意してほしいと思うのです。

それで、非常に軽く、全部引き継ぎます、労働協約万般と言いましたけれども、労働条件のほうについては大体わかっただような気がします。ただ規範的な部分、いわゆる管理者と労働組合の権利義務の問題、これは規範的な部分と称されておるわけ

であります。が、これも承継するかどうかはわからない。团体交渉をどうするとか、いろいろな労使

の間の慣行といいますか、そういう基本的な権利義務を明確にした平和条項があるかどうかはわか

りませんけれども、そういうものも一応新しい協約——労働組合が一緒になるかどうかはわかりませんよ。一緒にならないかもわからぬ。これは労

働組合の全く自由であって、管理者が一緒になれません。第三者が介入したり支配したりすること

は、当事者がないのだから争いはないわけだ。あります。が、労働組合を結成したり解散することは、どうふうに考えておられます。

○沢田政治君 もちろん、全然なくなつた場合

とか、二つのほうがいいとかということになる

と、これは不当労働行為ですから、これはよもや

しないと思いますが、いずれにしても、新協約が

締結されるまで、そういう権利義務を含めた、債

務的な部分を含めたものを全部完全に継承すると

いふことを、ここでお約束をしていただきたいと

いと思うのですけれども、今度の吸収合併は好ん

で労働組合が解散する場合と違うわけです。管理

者側のほうに責任があるわけですね。したがつて、

これがもう労働組合が解散したのだから、その

労働協約というものをわれわれは守る必要がない——しかし、組合の名前は変わるもので、実体

は残つておるわけですね。したがつて専門的に言

いますと、余後効の問題で非常に議論になると思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

題が出てくると思うのです。それで、基本的には下

げることはあり得ないけれども、部分的にはこう

ならさなくちゃならぬということは、何を考えて

いるのか、ぼくもあまり内容を承知しておりませ

んのでわかりませんが、たとえば職務給のつけ方

とか、職務の評価のしかたですね、そういうのが

若干違つてくることもやむを得ないと思います。

そういう意味で、全体としては労働条件を低下させないといふことをやむを得ないと私は思

うのです。もしあなたがこれを拒否するならば問

同じだったら、たいした問題ではないんですよ。ところが片一方は低い、愛知のはうが高いということになると、こっちのほうを適用するんだといふことになると、解散して入つていった場合問題が起こつてくるわけですね。だからその場合には一つの方便として、解散して入つていくんだから、実体は残つているんだから、余後効というのは当然認めた前提に立つて団体交渉しなければならぬという、きわめてすなおな解釈をしているわけですが、いかがですか。

○参考人(金子美雄君) 本質的にはその問題は、愛知用水の労働組合が水資源開発公団の組合に入つていく場合に、水資源開発公団の労働組合との間で、どういう話し合いなり、権利義務の承継関係で話をとりきめて入るかという実態に従うものだと思います。御指摘のように、われわれは全くその点については、組合の間でどういう話し合いかがきまるかということに従つて行動するわけであります。原則としては、従来の労働協約といふものが、いかなる組合でありましょとも、そこに承継されるという形をとるならば、われわれはそれを守つていかなければならぬと考えております。

○沢田政治君 基本的にはわかりますが、それでこまかいことであります、たとえば離職職員の退職金ですね。さらに公務員共済組合員としての地位ですね。こういうものも当然承継され、不利益なことにはならぬのぢやないか、またならしゃいかなぬと思うんですね。これはきわめて常識的なことです、これは間違いないですね。それと同時に、非常にいろいろこまかいことがあると思うんですけども、労働条件等引き継ぎする場合に、もちろん団体交渉してきめこまかく話し合ふ用意は、水資源としてあるわけですね。

○参考人(金子美雄君) あります。

○沢田政治君 次に、ちょっと何か忘れたようすけれども、また思い出したらあとで聞きたいと思うのですが、いまの水資源公団の管理機構といいますか、運用の中身といいますか、七、八省にま

たがって、それぞれ各省からそれぞれのポストの人を行つておるわけですね。したがつて、ぼくは行政の効率的な運用という立場から、行政効果をあげると、いはう立場から聞いておるわけですが、何か非常に、農林省から行つたのは農林省のポストのだけ、それ以外は絶対与えないので、他のことは一切やらせぬ、そして二年ぐらいで農林省の確保したポストにはまた農林省から送り出して交代する、參勤交代をやると、こういうようになんわ張りがあるやに聞いておるわけですね。しかも行政官庁もたくさん多いので、水資源の本省といいますか、公団の本省が一つの事業をやる場合に、何といふのか、専用のバスを仕立てて、各省を毎日巡回してお伺いをたなければ、一つの計画の実施というものは軌道に乗らぬ、こういうことに相違ないなんて、こんなのは非常にめちゃくちゃなうつておるやに聞いておるわけです。非常に非能率的だと思うわけでありますね。七つ、八つの役所から判こをもらつて、そうでなければ実施に移されないなんて、こんなのは許されないと愚だと思います。ですから、やはり水資源の一貫開発といいますか、総合開発という観点から言えば、いつまでもこういう存在は許されないと思つますよ。二年か三年でやめちゃうならいいんですよ。もう十年も二十年も公団方式で水資源を開発するということが続くなれば、やはりそこに骨を埋めるというような人たちを集めて、そうして仕事をするというのが、当然じゃないかと思うんですけれども、そういう不便を感じていませんか。また宮澤大臣にお聞きしたいわけですから、そういう存在でいつまでもするといつていいんですけど、これはどういうものでしょうか。
○國務大臣(宮澤喜一郎君) 水資源開発関係の法律ができましたときのいきさつは、もう御承知のとおりでございまして、たいへんなことであつたんですね。ですからね、これはどういうものでしょ
苦心なすつて、現在公団はたいへん心中もよくつておりますし、いい仕事をもつもらつていると思

います。役所関係が確かに非常に多いので、いろいろ御迷惑になつておりますし、これは私どものほうがたまたま所管でありますから、調整するのも非常に苦労しているようござります。しかし、何分にも権限関係が各省にまたがつておりますから、このことをやはり調整以外の方法でこなすやり方はございませんので、苦労しながらもとにかくまとめていく、そういうことよりはかないと思つております。しかし、かなりおかげさまで話はスマーズにくくようになりました、初めの方に比べますと。

それからこの役人の役員の問題ですが、将来長い時期を考えますと、職員の中から役員につけるということことは、当然あるべきことなんでござりますしうが、たまたま公團の年齢が若うございまから、まだこの役員になるほどの年齢層の人が、いわゆる生えぬきの中から出ていないというのが実情であろうかと思ひます。

○沢田政治君 まあここだけじゃない。これはもう全部の特殊法人について言えることだと思うのです、ここだけでこれを強調するということは、ちょっとと酷だかとも思ひうるだけれども、水資源公團の管理職ですね。これは農林省で理事を二人いるままで既得権として確保しておつたならば、農林省は一人確保する、建設省のほうで一人確保しておつたならば、能力があらうがなかろうが、その欠員が出た場合建設省からやる、そんなふざけたことは許されないと思ひますよ。やはり能力をやるべきだと思いますよ。國民は税金を出しておいて、泣きますよ、こんなばかなことをやれば。やはり官僚のためのおば捨て山を確保してやるための税金じゃないと思うんですよ。だから、これはここだけで強調する非常にえげつないと思うけれども、やはり経済企画庁が國土を総合的に開発する官庁の親玉であるならば、やはりこういう点を明確に将来改めべきだと思うんですね。それと同時に、この何というか、そういうふざけたようなことをやるなどいう半面が一つと、もう一つは、大臣も触れられておつたように、中堅の職員

といいますかね、こういう人がたがいくら努力しようと、いくら能力があるうが、どうせ管理者、理事は各省のそれぞれの今までの割合によつて天下つてくるのだ、われわれはいつまでたつても万年軍曹だ、こうしたことではほんとうに仕事に精を打ち込んでやれないと思うんですね。そういう意味から重ねて聞くわけですが、これを是正するお考えがあるかどうかということですね。それで、いま現在この水資源開発公団の管理職、理事ですね。こういうのは、各省からどういう割合によつて出ていますか。——私見ればわかるんですけれども、私はまだ調べておりませんので。それと、これはよその特殊法人はいいんですけど、どれだけの待遇をしておりますか。何か聞くところによる、退職金も、もう給与の六割五分ですか、もう二十四、五万円ももう、こういう話を聞いているわけですが、その実態は、局長、これはどうなつてますか。

どの問題もありますので、ここで明らかにしておいていただきたいと思うのです。はつきりきまつておらなくとも。

○政府委員(今泉一郎君) 政令で定めたいと考えておりますの事項は、法律の第二十条第四項関係、すなわち事業実施計画の認可をした際の工事、その工事はどうするかなどございまが、その際は事業の名称、事業実施区域、事業実施計画の年月日等を官報に掲載するというような趣旨のものをつくりたい。それから第二十二条第二項の政令でございますが、これは施設管理規程の内容でございまして、これは当然の常識といたしまして、施設の名称、貯水等の方法その他施設の維持、修繕に関する事項、それから水象または気象の観測に関する事項をきめたい。それから第二十九条第二項の政令でございますが、これは水資源開発公団が愛知豊川用水施設を利用してかんがいをやるもの、そういうもののおります土地改良区等の施設の管理並びに災害復旧に必要な費用の範囲、負担金の額の算定方法、支払い方法等をきめたい。それから附則第二条第三項関係で申しますというと、登記関係のこまごました手続を規定いたしたい。大体、こういう見込みでございます。

○沢田政治君 前回の委員会でも、あるいはお聞きしたと思いますが、まだ凧然としないので、もう一回お聞きしたいわけであります、木曽川総合と三重用水の両事業所、これは国営事業として基礎的な調査等されてきておつたわけですね。それをどういう理由があつて突如としてこれを国営化されたやらないことになつて、公団でやることになつたわけですか。だから、私ども考えるならば——いいんですよ、これは中身はわかりますよ。だから、やるんであつたならば、最初から公団でやるというように計画してやるべきですね。それを木に竹をつぐように途中から——国営で基礎調査等をずっと十四、五年もやつてきたそうですが、それを急にこれを変更するということについては、満足なほうもあるだらうけれども、不満なほうも

出てくるわけですね、当然。だから、どうしてこうなるのかということですね。当初から、やはり公団でやるならやるというふうに計画しておけば、こういう問題は出てこないわけですね。そうすると、他の地区的国営でやつておるところも、

将来どうなるのか、また取つてかわるのかといふことで、非常に意欲といいますか、そういう行政意欲に対しても大きく水をかける結果になりはしないか、ということを要えるわけです。現に当事者

が言つておりますよ、いま国営でやつておるのだけれども、将来また取つてかわられるかもわからぬということで……特に農林省関係の方々も、地元の方も多いようですからね。いつどこに置かれれるかというところで、非常に戰々恐々と言えば、表現が非常に過ぎますが、非常に雇用の不安おののいておるということなんで、どうしてこういふふうに取つてかわることになつたのか。国営事業としてやつておるもののが、将来突如として取つかわることがあるのかどうか。この点明らかにしてもらいたい。この点は農林省。

○説明員(佐々木四郎君) 今回、水資源公団と愛知用水が合併するに際しまして、現在農林省が国営でやつております木曽川における二つの事業、木曽総合、三重用水の国営事業をその時点では水資源公団のほうにお願いし、こういう計画になりました。

○説明員(佐々木四郎君) 土地改良事業は、御承認のほどが、事業効果の発生もはるかに早いといふようなことから、いま申し上げたような方針で進めてきたわけでございます。

聞きしました際に、三十七億円ぐらいの未収金が残つておる。これはたいへんなことであると、困つたものだと。しかし、吸収される際、移行する際、十月一日まではレールとして乗せると。金額は実際にいつくるかどうか、レールとしては、これはもうきりをつけるのだ、めどをつけるのだ、と、こういうことを言っておりますが、ことばとしてはそれで通ると思うのです。大体どこからどうだけの、どういう方法でどう負担してもらうといふことはできると思うのだけれども、もつとこまかく、未収金がなぜ残ってきたのかというような一つの故事情報といいますか、経過も私寡聞にしてわからぬわけです。どうしてこうなったのか。そうして、レールと一口に言いますけれども、どこそこからどういう方法で負担金を徴収するということを、明確なことをここで明らかにしてもらわなければ、これは国政審議の場で、レールに乗りますから安心してください、農林省が全部責任を負いますからと言つたって、農林省がボケットマネーを使うわけじゃない。國民の税金なわけですね。だから、そういうあいまいな表現じゃなくて、かくかくで、この方面からこのくらい、こういうことでこうと、ここで明確にしていただきたいと思うわけです。

さらにこれは問題ないかもわかりませんけれども、世銀からお金を借りる際に、愛知用水公団がこういう条件で、こういう工事内容によって、こういう用途で、こういう事業をやるからという条件でお金を借りていると思うのですね。つかみ金で出しているわけじゃないと思うのです、これはね。したがつてこれが水資源に移行されるということになると、相当条件の変更にもなるわけだね。したがつて、世銀との関係ね、そういうものは了解を得ているのかどうか、手続をとつていて、私が質問を終わりたいと思います。

して、徵収を開始する時点では、受益面積が二万三千ヘクタール。その二万三千ヘクタールに対しまして、農民負担金を規定に基づきまして課したわけでござります。そのとき資本元本で約六十億円の負担金を賦課したわけでござります。これにはもちろん利子と償還年限等が条件としてくつづきますが、その時点から今日まで約六年——七年目に入つておりますが、この間約五億円の金が入つただけでございまして、本日の時点——昭和四十一年度末の時点で残されます金が、徵収未済の金が約三十七億、こういうことになるわけでござります。なぜこういうことが起こったかといふことでござりますが、一番大きな理由は、二万三千ヘクタールの受益農地が、今日では約一万五千ヘクタールというふうに減少しております。つまり愛知用水は、昭和三十年に計画されましてスタートを切りましたけれども、それから年とともに非常にあの地域の土地の利用状況が、経済の発展につれまして急速に変化いたしました。その急速な変化によって、農家のほうはたとえば二種兼業の農家が非常にふえるとか、それから自分の持っている農地を売買するというような事態が、非常に勢いで発生してまいりました。いわば受益農地の間に、経済の成長発展につれまして、土地を中心いたしまするところの激動期が起つたために、愛知用水負担金が一方では課せられておりながらも、これらのものに対しまして、工業用水道の利用が、また予想以上に急激にふえましたので、先ほど申し上げました二万三千ヘクタールから一万五千ヘクタールの差、約八千ヘクタール分の農業用水は要らなくなる。実は私どもいたしましてはもともと農業用水を目的にいたしましたの事業でござりますので、なるべくこれらを守つて、地域の農業目的を達成しようということではござりますけれども、一方ではそういう他の利水の用途が非常に急速に強く要望されますので、こ

で、そのまま地域の方々の強い希望もござりますの
転換する。そのことによりまして、都市用水側か
らは、水利利用料に相当する金が入ってくる。一
万五千ヘクタールの農地につきましては、従来ど
おりの――当初どおりの契約とほぼ変わらない程
度の農民負担金、反当年大体いまの段階では二千
数百円ぐらいになります。この額は当初はやはり
二千六百円程度でございますので、ほぼそれと同
じような額を、一万五千ヘクタールぐらいのとこ
ろから徴収できる。これはすでに一昨年ころか
ら、土地改良区のほうと話し合いたしております
まして、いまの段階では土地改良区もこの線をほ
ぼ了承しております、総代会や役員会等で、土
地改良区とまた関係農家との間にもうそういう話が
進みまして、先ほど申し上げました約五億の徴収
額は、実はそのうちの半分以上はここ一
年の間に入ってまいった額でございまして、いま
その軌道に乗りつつあるという段階であります。
そういう軌道に乗りかかるておりますので、この
やり方をさらに、まだ若干の合併までには日数が
ござりますので、その間にはつきりさせていこう。
しかして、また合併後におきましても、私どもと
いたしましては、この愛知用水の負担金問題、愛
知用水の管理問題につきましては、農林省で管理
監督の責任を持つことになりますので、引き続
きそういう線でやっていく、そういうレールに乗り
かかってる。しかもこれは必ずそういうふうに
乗るであろうという見通しのもとに進めてきてお
るのであります。

○鈴木一弘君 多少重複するかもしませんが、初めに行管に伺いたいのですが、今度の特殊法人のこの統廃合の法案ですから、それについて伺つていただきたい。どういう基準によるか、その基準と、それから現在どの程度まで、百八ある特殊法人の整理が進んでいるか、その進捗状況、最初この二つを。

○説明員(北山恭治君) 特殊法人につきましては、臨時行政調査会が十八の特殊法人につきまして、整理、統廃合の意見を出しておられますことは御承知のとおりでございます。政府におきましては、昨年の四月以降、百八ございます特殊法人につきまして、その全部につきまして実態を調査いたしまして、その結果四十二年の十月及び十一月の臨時行政改革閣僚協議会で九つの特殊法人につきまして、整理、統廃合等のことがきめられたわけでございますが、そのうち今年度内に措置をすべきこととなりました郵便募金管理会と、それから魚介安定期金、それから愛知用水公團及び北海道地下資源開発株式会社につきまして、今国会で提案されておる次第でございます。

特殊法人の整理いたします場合の基準的な考え方といたしましては、特殊法人の設立の目的をすでに果たしておりますものは、すみやかに廃止するということが第一点でございまして、その次に、設立の目的が近い将来に果たされることが予定されているようなものにつきましては、一定の期限を経た後に廃止するという考え方でござります。なお、業務の内容とか実績等から見まして、特殊法人としての存立の意義が乏しくなっているものにつきましても廃止するということでござります。なお、関連性の強い業務を行なつております。大体以上四つの点を、基準的な考え方とし

条第三項でござりますが、これには、計画をつくります際には、治山治水はもちろんのこと、後進地域の開発についても十分考慮を払わなければなりません、こういうふうな趣旨の規定もございまして、われわれといたしましては、公団を監督する立場といたしましても、もちろん適正な補償をいたすことは当然でございますが、そういう大きな水没等があります際に、直接の水没された方のみならず、その地域一帯に相当大きな影響がある、いうならば過疎的影響があり得るのではないか、そういう点につきまして各府県、ことに本源地県のほうからいろいろ、何らかの対策が必要じやないか、もう少し追つかけて対策を進めよ、こういふうなお話があるやに伺っております。私どもいたしましても、これは各省に關係しますし、非常に広範な問題であろうと思います。その行政上また財政上も相当広範な大きな問題になると思ひます。しかして從来各省の各出先ごとにその問題につきまして、それぞれの工事を実行します場合、具体的にいろいろ考慮してまいりておるわけですが、さるに一段とその御指摘の問題については、関係各省と相談をいたしまして検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 これは長官に御答弁願いたいんで

すが、水対策ということになると、各省に分かれ

ている。そういうことで、どうしてもいろいろな問題で連絡その他思うよういかないこともあるでしょうし、利害というものが重なるときもあるし、そういう点を考えると、内閣の中に水対策の閣僚協議会というようなものが必要じゃないか。

そうすれば慣行水利権の問題、いろんな問題等に

ついてもよく話し合えるということで解決ができる長官はどうお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実際問題といたしましては、閣僚會議を設けまして閣僚の間で話し合い

でびしつときまるというようなことは、なかなかございませんで、やはりちゃんと下までおりまし

て、下のほうから話がついたところでできるとい

うのが実情でございます。そこで、いま經濟企画

院でやつておりますことは、實際上そういうこと

をいたしておりますので、内閣の一部としての經

濟企画が、各省の横の取りまとめをしましてそ

して閣議等でものをきめるという、實際それに似

たようなことをやつておるわけでございます。

○鈴木一弘君 最後に具体的な問題で聞きたいの

ですが、本資源が東京導水をつくりましたそのと

きの問題なんですが、これは行田で現在建設省は

利根川の堤防拡張工事の土地買収にかかるうとし

ておるわけですが、ところが水資源が買収したとき

には宅地が坪六千円という値段でやつたらしいの

です。そのことから現在建設省が堤防拡張工事を

するのに非常な困難を來したしておるようですが、

この点の経緯を最初に河川局長のほうからちよつ

と伺つておきたいのです。

○政府委員(坂野重信君) 先生の御質問は、一般

の堤防の工事とそれから本資源公団でおやりに

なつておる工事との買収の単価の相違ということ

じやないかと思うのですが、それにつきまして

は、若干そういう問題が現実に起きております。

私どもとしては、事前に公団の買収単価といふも

のと一般の河川改修事業単価といふものをできる

だけ打ち合わせて、なるべく一致した単価で買収

できるようというのと、実は公団側にも御希

望申し上げておるわけですが、なかなか

時間がかかるうと、それで必ずしもできない面

もございまして、そういう段階でできるだけ河川

の買収費のほうにおいて説明のつく限り、どちら

か先行したほうに買収費を近づけるというよ

うふうに考へております。しかし、今後ともこう

いう事例のございました場合に、できるだけ事前

にひとつよく連絡をとりまして、両方で単価が食

い違うということはおかしな話でござりますの

で、できるだけそういう調整をやつていきたいと

いふうに考へております。

○鈴木一弘君 これは長官に聞いていただきたい

のですが、三十六年に東京導水として開発公団が

買つたのが、宅地が坪六千円です。現在建設省の

ほうの工事事務所から買収価格として交渉のあつ

たのは、宅地で坪二千七百二十円、島については

坪千百円で現在交渉があるので、たんぼについ

ては千二百円、ところが水資源公団は二千七百五

円、実際その周辺というのは建設省の示した相場

をはるかに上回ったものです。ここにはつきり言

えば、宮澤長官は物価の問題についてはかなりう

るさいはうで、物価の番人のようなもので期待し

ておるのですが、開発公団がとてつもない値段で

買うということになれば、取引価格の値上がりは

避けられない。物価上昇の大きな原因を、公団が

みずからおやりになつておるのじや、ないかとい

うふうにしかとれない。それじや、いわゆる物価の

番人をしているとは言いませんけれども、そのコ

ントロールを扱つておるといわれる企画院として

は大きな失敗だらうと思うのですが、しかも、そ

れが建設省のいまの答弁でわかるように、開発公

団と建設省の間には話し合いがされてなかつたと

いうことですね。いかに急ぐ仕事であるからと

いつでも実際の相場の四倍、五倍の値段で買うと

いうことになれば、将来このところの堤防の拡

張をしたい、学校を建てたい、何をしたいといふこ

とができるなくなつてくる。そういうようなおそれ

があつてはならない。親方日の丸というわけでは

ないでしようが、自由に例の資金ができるからと

いうのでやられるということになれば、そういう

ことができなくなつてくる。そういうようなおそれ

があつ

あるのがどうか。あるとすればこの竣工期日ですね、竣工年度等の見込み、この見込みが大体いま

の土木機械その他の能率から見れば、この程度の予算でしたら当然これは消化されなければなりません。

木曽川が五百億ですか、全部で一千数百億

一千あまりしかないのでね、半分がほとんど竣

工してしまいます。こういうふうに見ますと、數字的

問題は次の水資源公團のあるべき姿ということに

ついて、当然いまの段階に検討されるべき性格のも

のですね。これらを総合してどう対処されようと

するか、長官伺つておきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 水資源の総合開発とい

うこととは、今後わが国にとってもう必要がないこ

とではなくって、逆にますます必要になることは明瞭かであろうと思います。したがつて、水系を

指定しまして総合開発計画を書くということは、

先ほどから各委員の御質問にもありますように、利害関係が非常に多くそいたしまして、短時間ではなかなかできにくいのでござりますから、相

当長い時間をかける覚悟をいたさなければなりません。したがつて、わが国のこれから必要需要などを考えますと、やはりだんだん新しい水系なり

何なりを指定をするということについて、前向きには、私どもそう思つております。水資源開発公團の仕事がもう必要がなくなるというようなふうではなく、むしろ逆であろうと思つておりますので、先ほど局長が申し上げましたように、幾つかの水系を前のほうを見ながら考えていくというこ

とにすべきだと思います。

○委員長(藤田進君) ところが、水資源局は今度解消されるでしょう。企画庁の水資源局というの

はなくなるんじやなかつたですか。そういう姿勢等から見ても、そうしてこういう土木工事等は大きな工事用機材、そういうものを持ち、むろん技術陣を抱擁しておるわけです。おそらく二千五

十名ですから、技術陣の方がこの種公團では多い

はずなんです。いずれにしても、そういうものが

一工事個所が竣工すれば、次の開発に移っていく

ということだが、タイムリーになされていません。

木曽川だけが残ると、非常なロスなんですね。同時に、國家資源開

發がそれだけおくれることになる。ところ

があと一两年で大体片づいて、木曽だけが残ると、いふことなのに、次の用意というものがさっぱり

す。

○説明員(北山恭治君) 愛知用水公團が水資源開

発公團に統合されることになりました理由の一つ

に、技術者等人員を効率的に活用するということがあつたと思いますので、そういう意味で水資源開

発公團に愛知用水公團が統合されました効果も、

御意見がございましたように、技術者等人員を有効に活用するという点にあると思いますので、十分そ

ういう点は考えられなければならないと思い

ます。——別に御意見もないようでございますが、

討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 総合といふもの、今日法案

で出ているわけだが、私が指摘しているのは、統

合後におけること兩三年の先が一休どうなるので

は、私どもそう思つております。水資源開発公團の準備をしてまらないならないということについては、私どもそう思つております。

水資源開発公團が非常に多くそいたしまして、短時間ではなかなかできにくいのでござりますから、相

当長い時間をかける覚悟をいたさなければなりません。したがつて、わが国のこれから必要需要などを考えますと、やはりだんだん新しい水系なり

何なりを指定をするということについて、前向きには、私どもそう思つております。水資源開発公團の仕事がもう必要がなくなるというようなふうではなく、むしろ逆であろうと思つておりますので、先ほど局長が申し上げましたように、幾つかの水系を前のほうを見ながら考えていくというこ

とにすべきだと思います。

○委員長(藤田進君) どうちのほうですか、二つ

したとおり、水資源の総合開発という必要が薄れるとは考えませんので、前向きにさらに指定すべ

き水系等々、十分前向きに考えていくべきだと

思つております。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見の

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いま

す。——別に御意見もないようでございますが、

討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。御意見の

水資源開発公團法の一部を改正する法律案を問

題に供します。本案に賛成の方の挙手を願いま

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本

案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) 次に、請願第二二号名古屋都市計画事業大曾根土地区画整理事業計画の再検討に関する請願外七十八件を括して議題といたします。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

ます、専門員から説明を聽取いたします。

それでは、ただいま審議いたしました請願は、請願第三九号外三十三件は、議院の会議に付する

を要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、請願第三二号外四十四件は、保留とする

ことに決定して御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 次に、継続調査要求につい

ておはかりいたしました。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を繼續することと

し、本院規則第五十三条により、本件の継続調査

要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

〔午後四時十二分速記開始〕

〔午後三時五十八分速記中止〕

〔午後四時十二分速記開始〕

〔午後三時五十九分速記中止〕

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第四八四五号と同じである。

第四九五〇号 昭和四十三年五月十五日受理
東京都国分寺市けやき台住宅東側道路の交通騒音
防止に関する請願

請願者 東京都国分寺市西町四ノ八〇ノ一
けやき台団地 黒岩ナナ外五名

紹介議員 石井 桂君
国分寺市所在の日本住宅公团分譲けやき台団地東

側道路の交通騒音の実情を調査の上、公團に対し
て適切な防音措置をとるよう指示するとともに、
騒音防止に関する法律を早期に制定されたい。

理由

この道路は、入居の際の条件として入居者から市
に無償譲渡されたものであるが、公團側の入居前
の説明とは相違して、現在、バスがひんぱんに運
行しており、その上タクシーの往来も激しく、そ
の騒音のために團地住民は著しく安居安眠を妨げ
られている。公團側は自らの手落ちを認めたもの
の、いまだ誠意ある措置を講じていない。(資料
添付)

第四九七五号 昭和四十三年五月十五日受理
国電板橋駅、東上線下板橋駅間の谷端川暗きよ化
等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋七ノ一、二七四
橋本社外三十五名

紹介議員 石井 桂君
旧中仙道と国電赤羽線の平面交差による交通難を
緩和する等のため、左記事項の実現を図られた
い。

一、中小河川対策として、国電板橋駅から東上線
板橋駅に至る谷端川を暗きよにすること。
二、交通難緩和のため、暗きよを拡幅して車両通
行可能な歩道付き道路とし、国電との立体交さ
を計ること。

理由

第五一〇五号 昭和四十三年五月十六日受理
兵庫県芦屋市風致地区の高層マンション用ビル
デイング建設反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市松浜町五七 古市半
三郎
紹介議員 濑谷 英行君
兵庫県が昭和四十三年三月三十日付にて株式会社
長谷川工務店に対して許可した左記三件の許可を
すみやかに取消し、工事中止の処置を図られた
い。

第三一〇五号 昭和四十三年五月十六日受理
兵庫県芦屋市風致地区の高層マンション用ビル
デイング建設反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市松浜町五七 竹内淳
子外三十四名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第五一〇五号と同じである。
請願者 兵庫県芦屋市松浜町五七 川越清
外四十七名
紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第五一〇五号と同じである。

第五二三一號 昭和四十三年五月十六日受理
兵庫県芦屋市風致地区の高層マンション用ビル
デイング建設反対に関する請願